

平成 28 年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 10 日 )  
( 第 13 号 )

第 13 号  
6 月 10 日



平成28年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 13 号

○平成28年6月10日（金曜日）

---

### 議事日程（第13号）

平成28年6月10日（金）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 50名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 内	道 明
5	番	山 本	里 香
6	番	岡 野	恵 美
7	番	倉 本	崇 弘
8	番	稲 森	稔 尚
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年介
35	番	奥野	英尚
37	番	長田	隆
38	番	舘	直人
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志

41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	水 谷	隆
49	番	山 本	勝
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
欠席議員	1名		
36	番	今 井	智 広
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)		原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)		榎 屋	眞
書 記 (企画法務課長)		佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)		西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)		西	典 宏
書 記 (議事課主幹)		吉 川	幸 伸

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事		鈴 木	英 敬
副 知 事		石 垣	英 一
副 知 事		渡 邊	信一郎

危機管理統括監	稲垣清文
防災対策部長	福井敏人
戦略企画部長事務取扱	渡邊信一郎
総務部長	嶋田宜浩
健康福祉部長	伊藤隆
環境生活部長	田中功
地域連携部長	服部浩
農林水産部長	吉仲繁樹
雇用経済部長	廣田恵子
県土整備部長	水谷優兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井敬子
雇用経済部観光局長	水島徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西城昭二
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局理事	村上亘
企業庁長	松本利治
病院事業庁長	加藤敦央
会計管理者兼出納局長	城本曉
教育委員会委員長	前田光久
教 育 長	山口千代己
公安委員会委員長	田中彩子
警察本部長	森元良幸

代表監査委員  
監査委員事務局長

福井 信行  
小林 源太郎

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

戸神 範雄  
青木 正晴

選挙管理委員会委員

落合 隆

労働委員会事務局長

田畑 知治

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。31番 小林正人議員。

〔31番 小林正人議員登壇・拍手〕

○31番（小林正人） 皆さん、おはようございます。自民党会派の小林正人でございます。

質問に先立ちまして、4月14日を発端に熊本県を中心に発生した地震により亡くなられました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。あわせて、被害に遭われた全ての方にお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧、復興を願うものであります。

また、一方で、本県で開催されました伊勢志摩サミットが非常に高い評価のもと無事成功裏に終わりましたこと、県民の皆様はもちろんのこと、知事はじめ県庁職員の皆さん全体が一致団結して、それぞれの使命を全うされた

努力のたまものであると敬意を表する次第であります。今後は、ポストサミットに向けた取組に大いに期待をいたします。

それでは、通告に従いまして、順に質問をさせていただきます。

まず、伊勢志摩サミットを振り返ってであります。

このことは、今回、議会でも新たに特別委員会も設置されましたし、常任委員会でも今後十分審議されることと思っておりますので、この場では、サミット終了に際し、知事が今思われる、県が関与した部分の取組や評価、反省点等、あればですけれども、また、総合的にどのように感じておられるのか、さきの本会議の知事提案説明の中でもお聞きいたしました、改めてお聞きしたいと思っております。よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢志摩サミットを振り返っての所見ということで申し上げさせていただきます。

伊勢志摩サミットは、県民の皆様をはじめ、サミットにかかわった全ての皆様のおかげで、安全かつ成功裏に閉幕することができました。改めて深く感謝申し上げます。

今回のサミットを振り返って、県民の皆様の活躍、安全な開催、各国首脳による神宮訪問、情報発信の四つの点から大成功につながったと考えています。

一つ目は、サミットにかかわった県民の皆様がすばらしい活躍をしていただいたことでもあります。

全市町で取り組まれたおもてなし大作戦については、6万人を超える皆様がクリーンアップ作戦に参加いただくとともに、11万本以上の花による花いっぱい作戦で歓迎いただきました。これらオール三重での取組を通じて、私は三重県民の底力を改めて感じました。とりわけ、次世代を担う若者の活躍には非常に感動し、何度も目頭が熱くなる思いでした。

ジュニア・サミット参加者をはじめ、配偶者プログラムで昼食を提供した相可高校生、植樹や伊勢音頭などで交流した小学生、外国語案内ボランティア

アとして活躍した高校生など、県内全域でその何十倍、何百倍もの子どもたちが様々な形でかかわりました。こうしたかかわりを通じて次世代を担う人材育成のきっかけにつながったことは、今回のサミットの資産の一つであり、三重県の財産と言えます。

二つ目は、サミットが無事、安全に開催することができたことです。

我が国の警察関係者が、その威信をかけて過去最大規模で警備に臨まれ、また、海上保安庁や自衛隊など多くの関係機関との連携があったからこそ、逮捕者もゼロという結果を得ることができました。これは、県民の皆様の多大な御協力をいただいたおかげであり、官民で協力してテロ等を未然に防止するという試みは、今回のサミットの資産として今後の取組につなげていきたいと思えます。

三つ目は、私たちも切望していました各国首脳による神宮訪問が実現したことです。

今回の首脳による神宮訪問は初めてのことであり、G7の首脳がその場に勢ぞろいした姿そのものが世界平和への強力なメッセージになったと思えますし、サミット終了後のオバマ大統領の広島訪問とあわせ、前向きな未来志向に立つという共通点を持ち、大変意義深いものになったと思えます。

四つ目は、情報発信です。

サミット開催に向けて全力で三重県の情報発信に努めてきた結果、当初の予想を超える成果があったと感じています。

食材や調度品について、一品でも多く県産材や県産品を使っただけできるよう国等に働きかけた結果、首脳や配偶者のランチやディナーはおおむね三重県産で、国際メディアセンターの食事では、156種類の食材のうち152種類が三重県産でした。また、首脳の食事の乾杯に使用された日本酒は、全て県内の酒蔵から提供されました。その他、乾杯で使用された萬古焼、尾鷲ヒノキの会議用テーブルなど、多くの県産品が使用されました。

さらに、三重情報館では、御協力いただいた関係者の皆様のおかげで、5日間で来場者数が延べ1万2729人も多くのプレスに御来場をいただき、大

褒好評でした。

その他、延べ36カ国・地域の報道機関が参加されたプレスツアーなど、あらゆる機会を通じて世界へ三重の魅力を存分に発信することができました。

反省点という御質問でありましたけれども、少し残念だったなど思った点については、各国大使館を通じて積極的な働きかけを行いました。1泊2日と短い日程であったため、首脳等と県民との交流が若干少なかつたというふうにも思っているところであります。

また、熊本地震やオバマ大統領の広島訪問の影響を受け、警備関係者や海外メディアの来県者数が少し減少し、一部の宿泊施設等の方に御迷惑をおかけしたということも少し残念であります。

こうした点もありましたが、サミットの経験を通じて、多くの県民の皆様が、自分たちのふるさとの魅力に改めて気づき、愛着や誇りを持たれたことが、サミットの最大の資産と言えます。サミットの開催は、あくまでチャンスにすぎません。県はもとより、県民の皆様お一人お一人がこのチャンスをつかもうとする思いを持ち、そのための行動を起こし、サミットの資産を次世代に継承していく必要があります。

私たちは今、まさに新たなスタート地点に立ったところであります。私も先頭に立って、ポストサミット事業に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県議会をはじめ、県民の皆様のお支援、御協力をよろしくお願いいたします。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） ありがとうございます。いろいろお答えをいただきました。

私個人的には、やっぱり世界でこれだけテロ等の事件が多発している中で、何事もなく無事このサミットを終えたことが一番よかったのかなという感じもいたします。この機会を十分生かしていただいて、今後の取組に期待をさせていただきます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

本県の地震対策です。

本論に入る前に、今回の熊本地震に対する県の支援ですが、改めてどのようなことを行われたのか、最善であったのか、また、今後の支援策はどのように考えておられるのか、防災対策部長にお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○**防災対策部長（福井敏人）** 熊本地震に対する県の支援内容について答弁をさせていただきます。

県では、本震2日後の4月18日月曜日に、知事を本部長といたします平成28年熊本地震対策庁内連絡会議を設置いたしまして、全庁一体となった支援体制を整えたところであります。

これまでに県が行った支援のうち、主なものを申し上げますと、まず、物的支援といたしまして、4月17日及び18日に、県及び市町保有のアルファ化米約9500食を、三重県トラック協会の協力を得まして熊本市へ搬送したところであります。

次に、人的支援といたしましては、全国知事会からの要請に基づきまして、県職員5名1班、延べ30名を、4月24日から5月20日まで南阿蘇村に派遣したほか、医療救護班でありますとか災害派遣精神医療チームDPAIT、被災建築物の応急危険度判定士、スクールカウンセラー等、専門職員をそれぞれ被災地へ派遣いたしました。このうち、スクールカウンセラーにつきましては、現時点では7月下旬まで継続派遣する予定となっております。

このほかにも、被災者に対する県営住宅の無償提供、自動車税の納期限の延長、県庁舎等での災害義援金募金箱の設置に加えまして、官民協働によるみえ災害ボランティア支援センターを開設いたしまして、県民の方々が効果的なボランティア活動を行えるよう、被災地での支援活動の情報発信や、被災地に赴く際の交通費助成などの支援策を講じてきたところであります。

なお、交通費助成につきましては、大変好評であったため、6月14日から第2次の募集を始めることとしているところであります。

また、県からの支援に加えまして、県内市町からは、給水や災害廃棄物処理のための職員や車両が派遣されました。特に廃棄物処理につきましては、被災地で道路にごみが山積するなど、緊急の対応が必要であったことから、早期に市町等と連携の上、派遣する職員やごみ収集車両に余裕のない中ではありましたが、市町等におかれましてはその確保に迅速に対応いただいたところであります。

さらには、被災公共団体における罹災証明発行事務でありますとか被害状況調査など、大規模災害時の行政機能全般を支援するための職員派遣も行われたところであります。

今後につきましては、現地の復旧、復興に向けまして、次の段階における支援ニーズの発生も考えられますことから、全国知事会等を通じて新たな要請があった場合には、中部圏ブロックの幹事県として、これまで同様に調整役を果たすとともに、本県としても迅速、適切に対応してまいります。

また、今回の熊本地震の教訓を踏まえまして、今後の三重県の地震対策に生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） ありがとうございます。

全部局それぞれのできる最善の対応をされたものと理解をいたしますし、引き続き、できる限りの支援、特に、先ほど部長もおっしゃっていただきましたけれども、物資も大切ですが、人的支援を重点的にお願いしたいと思えます。

また、もし本県で南海トラフ地震や自然災害が起こった場合、これまでの例を見ましても、国からの、例えば被災者生活再建支援金や災害弔慰金等、国、県まではスムーズにおりるものの、基礎自治体に入る段階、あるいはそこから被災された方に届くまでの間、マンパワーの不足でかなり時間がかかるといった問題が指摘をされております。

そこで、本県のそういった部分に対しての人的支援、配置等はどのように

行われるのか、考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○**防災対策部長（福井敏人）** 本県では、被災市町がマンパワー不足のため十分に機能しない状況におきましても、被災者支援を迅速に行うため、県と市長会及び町村会との間で三重県市町災害時応援協定を締結いたしております。この協定に基づきまして、県及び市町相互の職員の派遣のほか、物資や資機材の提供等の応援を行うことといたしております。

また、県では、地震などで被災した市町の災害対策本部などの支援のため、緊急派遣チームを創設いたしまして、甚大な被害が発生しても市町が本来の災害対策業務を行えるよう体制整備をしております。さらに、それ以上の支援が必要な場合は、協定に基づきまして、全国知事会などを通じて、他の都道府県に対し広域的な応援要請を行う体制となっております。

これらの取組により、災害が発生した場合には、被災市町がマンパワー不足に陥らず、迅速な災害対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

[31番 小林正人議員登壇]

○**31番（小林正人）** ありがとうございます。100%の御回答をいただいたかなと思います。

次ですけれども、自然災害、主に地震に対しての危機意識の問題であります。

約5年前、我が国で観測史上最大、マグニチュード9と言われました、死者数約1万6000人、行方不明者数約2700人という東日本大震災が発災しました。発災直後は、全国的に災害に対する危機意識というものが、さほど啓発することもなく、全国的に非常に高まりました。しかしながら、この危機意識も、何事も起こらない月日の経過とともに、だんだんと低下の一途をたどっております。本県においても、平常時からの防災に関する危機意識が大切であると、いろいろな取組をしていただいておりますが、それでも、県民意識調査等の結果等、確実に低下をしていることは事実

であります。

今回の熊本地震により県民意識は変わるかもしれませんが、南海トラフ巨大地震の脅威は、本県にとって、いつ起こってもおかしくない状況であり、再度、平常時からの地震、災害に対する危機意識を県民全ての方が持つことが必要であり、その向上のために今後どのような取組を考えるのかお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○防災対策部長（福井敏人）** 県民の危機意識を保つための取組についてお答えをいたします。

本県が毎年度実施をしております防災に関する県民意識調査によりますと、東日本大震災発生後の防災意識の変化に係る設問に対しまして、防災意識、危機意識を持ち続けていると回答した県民の割合は低下が続いている状況にあります。

確かに、頻繁に起こるものではない大災害に対しまして、時の経過とともに危機意識が徐々に薄れてしまうということは避けられないことであるかもしれませんが、そのため、本県では、防災が特別なものではなく、日常生活の中に当たり前のように溶け込んでいて、日々の生活の中でいつの間にか県民の皆さんの災害対応力が養われている状態、これを防災の日常化と名づけてまして、三重県新地震・津波対策行動計画等で、この防災の日常化の定着を図る取組を行っているところであります。

防災の日常化の定着に向けましては、自助、共助の取組を地域へ広げていく水平展開と、次世代へつなげていく垂直展開の二つの方向性が重要であるというふうに考えております。

水平展開では、これまで地域ごとに進めてきた津波避難の取組であるMyまっぷランや避難所運営マニュアルの作成の取組を、今後もさらに県内各地へと広げてまいります。

一方、垂直展開といたしましては、今後30年間に南海トラフ地震が起こる可能性が70%程度とされる中で、防災対策は未来へと代々引き継がれていかなければならないものであるというふうに考えております。教育委員会では、

県内公立小・中学校及び県立学校の全児童・生徒に防災ノートを配布し、防災学習を推進しておりますが、防災対策部におきましても、みえ防災・減災アーカイブを地域の防災教育に活用する取組を進めていくこととしております。

そして、これら取組を推進するに当たりましては、県と三重大学が共同で設置をいたしましたみえ防災・減災センターをハブとして、防災人材バンクなども活用しながら、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

それから、先ほどの答弁の中で、物資のアルファ化米の支援を9500食と申し上げたと思うのですが、9万5000食でございます。訂正させていただきます。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） ありがとうございます。

まさにお答えいただきましたように、自助、共助の取組が大切かなということも思いますし、引き続き、県民の皆さんの平時からの防災危機意識が少しでも高まり、これを継続して持っていただけるように、いろんな取組を期待いたします。

次ですけれども、これまで地震といえば、どちらかという津波対策を中心に考えてこられたところがあると思います。しかし、昨今、いろいろな経緯から、地盤の液状化による被害に関しても対策を考えていただけるようになりましたが、まだまだ足りないというのが正直、現状かなというふうに思います。

三重県新地震・津波対策行動計画の概要を見ましても、県内陸部の直下型地震に対する書き込みや、主なりリスク予測結果等を示していただいているようですが、空欄の部分もあり、やや物足りないのかなというような感じもいたします。確かに、南海トラフ地震のような巨大地震、その津波被害というのは甚大であると思いますが、内陸部においての直下型地震も大変被害が大きくなるのではなかろうかという懸念もしております。

御承知のように、県内陸部においても、養老—桑名—四日市断層帯、ある

いは鈴鹿東縁断層帯、あるいは布引山地東縁断層帯、頓宮断層、木津川断層帯、白子一野間断層等、幾つもの活断層があり、これらによる直下型地震が起これば、液状化による建物の倒壊や四日市コンビナート群の2次災害等を考えると、その被害はかなりのものであると考えます。

そこで、改めて、この内陸直下型地震に対する県の対応、対策のあり方をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○防災対策部長（福井敏人） 内陸直下型地震への対応につきましては、本県では、県民の方々に県内の活断層について認識していただき、自らの防災対策等に活用いただくために、平成17年度から19年度にかけて県内活断層図を整備いたしまして、インターネットホームページ防災みえ．j pで公表をしているところであります。

また、平成25年度には、この中でも特に深刻な被害が予想されます三つの活断層帯を震源といたしました内陸直下型地震につきまして、被害想定調査結果を公表しております。三重県地域防災計画や三重県新地震・津波対策行動計画では、平成25年度に公表いたしました被害想定調査結果の概要を記載した上で、内陸直下型地震で生じる強い揺れへの対策も盛り込み、計画の推進を図っているところでございます。

平成7年1月に発生いたしました阪神・淡路大震災は、活断層を震源とした内陸直下型地震であります。亡くなった方の約90%が建物の倒壊や家具類の転倒等による圧迫死であったことから、このような内陸直下型地震に対しましては、住宅の耐震化でありますとか家具固定など、激しい地震動から命を守るための対策が有効であるというふうに考えております。このため、三重県新地震・津波対策行動計画では、重点的な行動項目といたしまして、住宅の耐震化の促進や家具固定、転倒防止対策の促進などを掲げまして、家庭における耐震対策を進めているところであります。

今後の対応につきましても、防災の日常化のさらなる定着を図るとともに、三重県新地震・津波対策行動計画を着実に推進することで、内陸直下型地震に対する備えを進めていきたいと考えております。

以上です。

[31番 小林正人議員登壇]

○31番（小林正人） ありがとうございます。内陸直下型地震に対していろいろ考えていただけることが理解できました。

ここで一つだけ要望なんですけれども、特にこれは、直下型、津波、どちらにも関することなんですけれども、避難所、あるいはそれになり得る場所に、途切れない、例えばLPガス設備や給水塔、発電等、ライフラインに関する機器の設置等をきちっとしていただけることを要望させていただいて、この質問を終わらせていただきます。

次に、社会福祉法人制度改革とそれに関連した問題について、幾つかお聞きしたいと思います。

まず最初に、社会福祉法人制度改革についてであります。

御存じのように社会福祉法人は、社会福祉を目的とする、旧民法第34条の公益法人の特別法人として制度化をされ、当初より各種の規制等により、高い公益性と非営利性を担保された法人でありました。その後、人口構造の高齢化、家族や地域社会の変容に伴い多様化する福祉ニーズへの対応が課題となり、平成12年の介護保険法の施行、同年の社会福祉事業法の改正による社会福祉法の成立により、サービスの利用の仕組みを措置から契約に転換するとともに、株式会社やNPOなど多様な供給主体を参入させることにより、利用者の選択の幅を広げるとともに、事業者の効率的な運営を促し、サービスの質の向上と量の拡大を図るようになりました。さらに、時代が進むにつれ、いろいろな制度改革がなされ、そのたびに複雑化する問題に対応し、福祉サービスの中心的な担い手としての現在があります。

しかしながら、昨今、一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘され、社会福祉法人全体の信頼を失墜させる事態に至っております。そのため、厚生労働省は、公益性、非営利性を確保する観点から、昭和26年に制定された制度を見直し、国民に説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底するために今回制度改革に踏み切ったとされ、平成29年度から施行が

予定されております。

簡単にまとめますと、内容は次のようなものであります。

一つ目といたしましては、経営組織のガバナンスの強化。これは、理事と評議員の牽制機能を持たず、強化するということであります。

二つ目といたしましては、事業運営の透明性の向上。これは、財務諸表を公表するというようなことであります。

三つ目として、財務規律の強化。これは、内部保留を明確化するということであります。

四つ目として、地域における公益的な取組の責務。これは、地域貢献活動を実施するということであります。

五つ目として、行政の関与のあり方。これは、全国法人の財務のデータベース化を義務づけるということであります。

さらには、社会福祉法人において、法人税、固定資産税、減価償却費の課税等も検討されている状況であります。

私個人としては、やや時期尚早ではないかとも思いますが、時代背景や様々な要因から、このような方向性になる可能性は非常に高いというふうに思います。そうなれば、例えば小規模な社会福祉法人自体の存続や大規模法人への集約といった問題、地域による偏在という問題も出てきます。また、サービス競争だけが激化し、本来の社会福祉の理念が崩壊してしまうおそれもあると考えます。

他にもまだまだいろいろなことが考えられますが、基本的には、国、法人事業者個々の問題であるかもわかりませんが、県内には何千という社会福祉法人があり、県に対してもいろいろな影響が出てくるものと考えます。そこで今回の制度改革について、県当局のお考え方を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 社会福祉法人制度改革について御質問をいただきました。

議員のほうから御紹介いただきました内容と若干重複いたしますけれども、まず、今回の改革の理念とか背景について御説明させていただきます。

平成12年に実施されました社会福祉基礎構造改革、そこにさかのぼるわけでございますけれども、従来は社会福祉法人または公共団体のみが提供してまいりました福祉サービス、これにつきましては、現在、株式会社あるいはNPO法人など、多様な供給主体が参入しております。こうした中で、社会福祉法人には、公益性の高い法人として、単に福祉サービスを提供するだけではなく、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することが求められているということがございます。

それから、平成18年には公益法人改革が行われまして、公益法人、財団とか社団でございますけれども、これには厳格な公益性、非営利性が求められるということになり、旧民法上の公益法人の特別法人であります社会福祉法人につきましても、現在の公益法人と同等以上の公益性、非営利性が求められることになったということがございます。

こうした社会福祉事業や公益法人のあり方を踏まえまして、社会福祉法人に関しましても、経営組織のガバナンスの強化、あるいは情報開示の推進、社会貢献活動の義務化、内部留保の明確化と福祉サービスへの還元などを内容とする社会福祉法人改革が進められることになり、平成28年3月31日に、こうした内容を取り入れた改正社会福祉法が成立したということでございます。

ただ、改正法は、一部はこの4月1日から施行されておりますけれども、評議員会の必置、あるいは内部留保の明確化と福祉事業への再投下計画の策定など、法人に対しまして新たな負担をお願いするような部分につきましては、平成29年4月1日からの施行となっているということでございます。

また、法施行に当たりましては、新たな負担をお願いする部分につきましてもですけれども、経過措置が設けられているほか、衆参両院におきましても、新制度に円滑に移行することができるよう附帯決議が付されているというところであり、こうしたことを踏まえまして、運用の詳細につきましては、現在国のほうにおいて議論されている、そういう状況でございます。

県の考え方でございますけれども、こうしたことから、県としては、まずはこうした法改正の趣旨を踏まえるということ、それから、もう1点は、検討を進められております国の動向を注視していくということで、法人が円滑に移行し、本来の社会福祉法人の役割が果たせるように、市とも連携いたしまして支援をしていきたいと思っております。

その中で、懸念がされております統廃合でありますとか地域偏在、あるいはサービス競争でございますけれども、県としましては、市と連携しながら、統廃合ということになってまいりますと、これは許認可事項でございますので、所轄庁である県と市、連携しながらでございますが、指導とか支援を通じまして、問題が生じないように今後対応をしていきたいと思っております。

〔31番 小林正人議員登壇〕

〇31番（小林正人） ありがとうございます。

さきに挙げた5項目については、確かにこれからも社会福祉法人が福祉サービスの中心的な担い手としてあり続けるためには必要なことかもしれませんし、公益性や非営利性を徹底する観点からも、しっかりとした国民に対する説明責任を果たすことも重要であるのではなからうかなというふうに私も思います。県としても、今後国の動向をきちっと見ていただきながら、適切な対応、処置をしていただきたいと、このように思います。

あと、課税に対してですけれども、これはまだ、国のほうで一部話はされているようなんですけれども、県には通達みたいなものは来ていないというようなことを聞きました。しかしながら、全国社会福祉法人経営者協議会の中ではそういう議論もかなりされておられるようですし、今の財源難ということを考えれば、そんなに遠くない話かなというふうに私自身も思うところであります。そのようなことから、いざ、課税対象とか、そういうようなことが話題に出てきましたら、できましたら、県、知事も国に対し、例えば現状維持でというような立場で訴えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、さきの制度改正等が実現、実施段階になれば、今でこそ問題になっ

ている高齢者施設等にかかわる介護職員の確保や処遇改善の問題、あるいは保育士確保や、同じく処遇改善の問題等、さらに困難になってくるものと考えます。処遇改善の問題に関しては、一定の加算措置はとられましたものの、まだまだ不十分であると思っております。今後、これらのことに対して、県当局の考え方、対策等をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 高齢者施設の対応職員の給与改善につきまして御質問をいただきました。

高齢化の進展で、介護ニーズが今後ますます急増する中で、介護の現場を支える介護職員の確保が急務となっております。そのためには、他の職種との給与格差を解消するとともに、職責に応じた任用要件、あるいは賃金体系を整備するなど、介護職員の処遇改善を進めることが重要であるというふうに考えております。

こうしたことに対します国のこれまでの処遇改善の取組でございますけれども、まずは平成21年度に介護職員処遇改善交付金というのが初めて導入されました。その後、平成24年度の介護報酬改定におきまして、恒常的な制度として介護職員処遇改善加算が創設されたということでございます。さらに、平成27年度の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算につきまして、現在の仕組みは維持しつつ、さらなる上乘せ評価を行うという区分が設けられ、加算の充実が図られたところでございます。

しかしながら、例えば平成27年度の介護従事者処遇状況等調査の結果では、介護職員の平均給与額というのは、27年度新設された加算Ⅰ、これを取得しましても、平均で28万7000円ということで、看護職員が37万円というような数字でございますので、他職種と比べても低くなっていると、そういう状況でございます。そのため、6月2日に政府のほうで閣議決定されましたニッポン一億総活躍プラン、この中では、介護人材の処遇改善策のさらなる拡充が必要であるとして、新たに月額平均1万円相当の改善が行われることになったところでございます。

県の対応でございますけれども、県内では平成28年1月1日現在、最も高い加算Ⅰでございますけれども、事業所の59.9%が届出をしてこれを取得しております。それから、その加算Ⅰも含めまして、いずれかの加算、処遇改善加算をとっている事業所の割合は81.7%と、そういった状況でございます。

県としては、様々な機会を通じまして、拡充される加算制度の情報を事業者にも周知するとともに、まずは加算制度を未活用の事業所に対しましてはその活用を促していくことで、介護職員の安定的な処遇改善、賃金改善を支援していきたいというふうに思っております。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 今、保育士の処遇改善につきましても御質問いただきましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

社会福祉法人等が設置いたします民間保育所の保育士の平均給与につきましては、国の平成26年の賃金構造基本統計調査によりますと、月額約21万6000円となっております、こちらのほうも他の職種に比べて低くなっているというふうな状況でございます。

このため、国におきましては、平成25年度から保育士等の給与改善にその使途を限定いたしました保育士等処遇改善臨時特例事業を実施いたしております。

また、平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度が始まりましたので、施設型給付等の中で、人事院勧告や消費税財源によりまして約7%相当の給与改善が行われたところでございます。

また、本年6月2日に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プランの中におきましても、2%相当の給与改善と、経験年数に応じた加算を行うということが盛り込まれております。

県といたしましては、先日も国に対しまして保育士等の処遇改善に関する要望を行ったところでもございますので、引き続き要望を行っていくとともに、県のほうで経営者、管理者向けマネジメント研修というのも実施しておりますので、こういったものを通じまして、保育所の管理者、経営者等に向

けまして、処遇改善に向けた取組をしていただくようにしっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） ありがとうございます。

介護職員についても保育士についても、一定の処遇改善はなされたものの、約18万円、約21万円ということで、他の民間企業と比べますと、かなりまだまだ低いのかなという思いがいたしますので、さらなる処遇改善に向けて国に要望していただくのも一つですし、改めてお聞きしたいんですけども、この部分の、例えば県単費での補助等を考えておられるのかどうかということ、まずその点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 県単費での補助ということでございますけれども、介護保険制度自体は既に県費を投入して、それから保険料もいただきながら運営しているということでございます。それから、介護職員の人材不足ということもございますけれども、原因は給与、処遇だけではなくて、もっと、その勤務環境でありますとか、多様な要因が絡んでおります。とりあえず、まずはそういったところの改善も含めまして、今のところは給与に関する補助ということは考えていないということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） やはり財政状況等も考えますと非常に厳しいという中で、県単独で補助制度を創設することは非常に困難かなというふうには考えておりますが、県といたしましても、先ほどお答えさせていただきましたとおり、引き続き国のほうへ強く要望をしていきたいということと、管理者、経営者向けの研修等もやっておりますので、その中で、給与体系の中でも、キャリアアップでありますとか経験年数に応じた加算であるとかといったような給与体系を検討いただきながら、保育士の処遇改善に取り組んでいただくようにまたお願いもしていきたいというふうに考えております。

[31番 小林正人議員登壇]

○31番（小林正人） ありがとうございます。なかなか厳しそうですけれども、引き続き御努力いただきたいと思います。

次ですけれども、このことも法人運営に大きく関係いたしますので、社会的事業所と障害者優先調達推進法に基づく調達方針、これについてもお聞きいたします。

まずは、先般3月21日に県内4カ所目の社会的事業所を伊勢市に開設をされたこと、知事のこの事業に対する熱意のあらわれと、心から感謝と敬意を表する次第であります。

しかしながら、依然として既存の社会的事業所の運営状況は大変厳しい状況であると聞いております。前回この質問をさせていただきましたときに、伊藤健康福祉部長の答弁の中で、かなり前向きのことを言っていたように記憶をしております。

そこで、まず、平成26年度、県からの社会的事業所に対する優先調達の実績は約96万円、役務で清掃施設管理事業の委託のみでしたが、27年度の社会的事業所に対する実績はどうだったのか。次いで、この優先調達目標ですが、平成26年度は、障害者就労施設等、障がい者雇用促進企業及び社会的事業所、物品、役務、合算して、目標5420万円に対し、実績は約8100万円でありました。平成27年度は、合算した目標額は5800万円、実績はわかりませんが、当然はるかに超えているものと思います。なぜ、平成26年度、2倍の実績値を出しているのに目標額がこんなに少ないのか。目標とは、既に達成したところに置くものではないと考えますが、いかがなものか。また、平成28年度、今年度はどの程度の目標額にされるのか。まず、これらの点についてお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 優先調達につきまして幾つか御質問をいただきました。

まず、平成27年度の社会的事業所の調達実績額でございますけれども、26年度が95万8000円でございますが、27年度はさらに下がりました、39万9276

円と、そういった実績となっております。

それから、今年度の目標ですが、まず目標の設定でございますけれども、ちょっと経緯がございまして、障害者優先調達推進法の施行に伴いまして、本県では調達目標を平成25年度から設定しているということでございます。この目標につきましては、当初予算をもとに、障害者就労施設等に発注が可能な物品、役務を全庁的に検討いたしまして、それを積み上げて目標を設定するというところでございましたけれども、実績をこれまで見てまいりますと、例えば平成25年度は、調達目標額5070万円に対しまして実績額は7818万円、それから、26年度は調達目標額が5420万円に対しまして実績額が8000万円超、それから、27年度につきましては調達目標額5800万円に対しまして実績額8396万円となっております。毎年2000万円以上上回る実績額となっているということでございます。

こうした目標と実績の乖離につきましては、御指摘をいただいているところでございまして、このような目標としては、これで3年目でございますけれども、3年間続けまして、制度の一定の定着もあったということでございますが、目標を上回る実績ということが続いておりますので、御指摘を踏まえまして、今年度は、当初予算を踏まえまして、全所属で検討しました調達目標、これは従来分に昨年までの伸び率を加味いたしまして、従来目標額を大きく上回る7300万円と、そういう目標額を設定したところでございます。

伸び率を勘案してということでございます。そうしますと、先ほどの社会的事業所につきましては、平成27年度は実績額が下がっているということがございますけれども、これにつきましては、今年度は目標を分離いたしまして、200万円以上という目標を設定したところでございます。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） ありがとうございます。目標値は平成28年度は上げていただけるというようなことと、後でちょっと質問させていただこうかなと思ったんですけれども、社会的事業所は別で200万円の目標を掲げていただいたということ、非常に感謝いたしております。

ただ、この平成26年度から27年度、実績額が96万円から39万円に下がったと、なかなか厳しいのかなという思いもしますので、できる限りこの優先調達推進法に基づく調達方針を活用していただいて、全庁的に取り組んでいただければと思います。

それと、社会的事業所に関してなんですけれども、健康福祉部は理解をいただいておりますけれども、県全体でなかなか御理解していただけない、認知不足というところがあるんじゃないかなろうかなというふうに感じております。

何でこんなことをお話しさせていただきますかといいますと、先日県のある地域機関に、この社会的事業所に何か仕事はないのかというようなことでお願いに行きました。そのときに返ってきた言葉が、障がいを持った方々でどれだけの仕事ができるんやと。もう一つは、本庁のほうから、いろいろ障がい者の方に働いていただける仕事をつくる、そういった意味で、例えば剪定とか除草とか、そういうものは共同受注窓口に全部投げているんだというようなお答えがありました。

社会的事業所、御存じのように、障がいをお持ちの方が全ての作業をされるということではなくて、一般の職員の方もおられますし、障がい者の方がスポット的にできないところをフォローするとか、そういう形で仕事をするがゆえに、月額給料10万円、あるいは社会保険にも入れる、安定して仕事が続けられるのかなというふうにも思っておりますので、その点で、この社会的事業所を県全体で再度認知していただけるような取組をしていただきたいと思うんですけれども、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 社会的事業所でございますけれども、障害者就労施設でもなく一般企業でもない、障がいのある人もない人も対等な立場で働くと、そういう、障がい者にとって新しい就労の場ということでございまして、御指摘いただきましたように、平成26年度から創設したものでございます。

このため、ちょっと答弁が前後いたしますが、優先調達の目標ですけれど

も、これは、平成26年度から社会的事業所を追加したということでございますけれども、その中で、優先調達の目標につきましては、障害者優先調達推進法の対象である障害者就労施設等と、それ以外ということで分けておまして、社会的事業所につきましては、当初県独自の取組であります障がい者雇用促進企業等とセットにいたしまして、障がい者雇用促進企業等として目標を設定しておったということでございます。

しかしながら、障害者就労施設等については、これはもう法対象となっていることから、従来から全庁的な取組が進んでいるということがございます。それに対しまして、社会的事業所につきましては、認知度が低いということがございます。それから、障がい者雇用促進企業よりも体力的に劣るということも当然のことでございます。そうしたこともあり、分けて目標を設定していなかったということがありまして、取組が進んでいなかったと、そういう状況があったということでございます。

このため、目標の設定につきましては、これまでいろいろ御指摘をいただいておりますので、平成28年度の調達目標につきましては、先ほど申し上げましたように、知事と部局長で構成いたします三重県障がい者支援施策総合推進会議のほうにおきまして議論も経まして、独立した目標額を出ささせていただいたということでございます。

そういうことでございますので、独立した目標を立てたということも踏まえまして、改めて関係機関に丁寧に説明をするなど、社会的事業所の周知と受注の拡大を図っていきたいというふうに思っております。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） ありがとうございます。引き続き周知徹底のほどをよろしく願いいたします。

時間がなくなってきましたので、次に入らせていただきます。

介護保険制度における福祉用具の貸与及び住宅改修の継続についてであります。

これも先般、県議会のほうで、全国に先駆け、この制度を継続してほしい

旨の意見書を、国、関係機関に提出しておるところでございます。

内容といたしましては、いわゆる軽度者と言われる、要支援1から要介護2までの方、この方々に対する福祉用具のサービス、あるいは住宅改修等の補助がなくなってしまうと、基本全額自己負担となるということでもあります。

このようなことが実現いたしますと、例えば手すりや歩行器等の利用、そういうのも減り、転倒、骨折などが発生しやすくなりますし、介護の重度化を招くことで訪問介護等の人的サービスの利用が増大することにもなりかねません。このことは、保険給付の抑制という目的に反して、かえって給付の増大を招き、介護人材の不足に拍車をかけることにもなりかねないと考えます。

このようなことから、県におきましても、今回のこの方針についてどのようにお考えになられているのか、また、県議会と同じように、国に対し現行制度の継続を訴えていただけなのか、仮にこの制度が実現した場合、県として軽度者に対し、福祉用具貸与等の補助等を考えていただけなのかどうかお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 介護保険制度における福祉用具の貸与及び住宅改修の継続につきまして御質問をいただきました。

介護保険制度におけます福祉用具の貸与及び住宅改修については、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう給付されているものでございます。

このうち福祉用具につきましては、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画、これに基づきまして、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成した上で適切な福祉用具を貸与するということになっております。それから、住宅改修につきましては、利用者の申請により、市町が利用者の心身の状況、住宅の状況等から必要と認めた場合に限り住宅改修費が支給されるということになっております。

しかしながら、例えば福祉用具につきましては、同じ品目でも事業者に

よって貸与の価格にばらつきが大きい、あるいは、介護度が軽い方にかえって高機能品の利用が多い傾向が見られるなど、課題も見受けられるということでございます。

そうしたことから、平成30年度の介護報酬改定に向けまして、厚生労働省のほうでは、社会保障審議会介護保険部会におきまして、介護保険制度の持続可能性の確保、そういった観点から見直しの議論が行われるということになってございます。

県の対応でございますけれども、御指摘のとおり、歩行具の利用とか段差の解消、手すりの設置など、福祉用具や住宅改修を適正に活用することは、転倒を防ぐ、あるいは日常生活の便宜を図るなど、軽度者の重度化防止、あるいは介護者の負担軽減にもつながると考えておるところでございまして、今後の国の審議状況を注視するとともに、低所得者への配慮や利用実態など、現場の声を国のほうにもしっかりと伝えていきたいというふうに思っております。

補助につきましては、今の段階ではちょっと考えていないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） ありがとうございます。

社会保障関連経費が今後ますます増大してくるので、全額自己負担というよりも、例えばその割合とか、それから、介護保険制度全体で約9兆円ですか、その中で今回の負担になるところでいいますと約3000億円、その中で削られる部分というのが約1400億円なんです。三重県ではどれぐらいの方がこの対象者になるかといいますと、1万7201の方が対象者となります。そういったところから、今後国のほうにもいろいろ働きかけていただいて、現行制度の存続等を要望していただくことと、できれば県の補助も今後考えていただくことを期待いたします。

それでは、最後の質問に行きます。

建設事務所単位での予算の配分の問題であります。

このことに関しましてもいろいろな場で質問をさせていただいておりますが、私自身どうしても納得がいかないことと、地元からの強い要望もあることから、今回もお聞きしたいと思います。

御承知のように、私の地元、鈴鹿市・亀山市管内を所管する鈴鹿建設事務所ですが、平成28年度当初予算で箇所づけされた事業費は23億2071万円となっております。これは、県内10建設事務所の中で、金額の多い順にいきますと9番目であります。また、各年度の増減を見ましても、平成25年度から毎年減額になっているのは鈴鹿建設事務所だけであります。また、比率として、全体額の約5.6%しかありません。ちなみに、一番金額の多いのが四日市建設事務所で約71億円、次いで伊勢建設事務所で約42億2000万円、3番目が桑名建設事務所で約41億円となっております。

この事務所ごとの配分ですが、前回お聞きしたときは、道路の総延長の割合で配分額は決定するんだと。もちろんいろんな観点から優先順位はあるとお答えになられたと記憶しておりますが、本当にその考え方で配分をされておられるのか。

また、今年度、鈴鹿建設事務所の事業費の内訳として、国補事業の負担金が約12億2000万円、県単事業費が約11億円であり、前者においては、県のこの地域の国補事業推進に向けての要望活動等が不足しているのでは、また、後者においては、全体の約6割が維持管理費であり、本当に使える金額はわずか4億円程度であり、この金額で鈴鹿管内の道路、河川、堤防、港湾の整備を推進していくわけで、地域住民の生活の利便性、安心・安全を本当に確保していけるとっておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） 公共事業予算の配分についてお答えいたします。

公共事業予算につきましては、大きく区分すると次の二つがあります。

一つは、公共土木施設の機能を適正に維持するため、維持管理計画等に基づく点検、修繕、補強を実施する維持管理予算でございます。

もう一つは、地域の皆さんの利便性の向上や、安全・安心な社会生活の提供のため、社会資本を新設、更新する改築予算です。

維持管理予算は、公共土木施設の利用状況、環境条件などにより損傷や劣化の進行が異なることなどから、施設の状態を勘案し、各建設事務所に配分をしております。この維持管理予算の中には、先ほど議員から御指摘がありましたように、道路延長等々、各事務所が管理をしています施設の量によって配分をしておるものも含まれてはおります。しかし、全体としましては施設の状態を勘案して、各事務所へ配分をしております。

また、新設、更新に係る予算は、効果的、効率的な社会資本整備を行うため、三重県公共事業評価システムにより、費用便益でありますとか、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画に基づく県政の重点的施策との整合性でありますとか、緊急性、そして、地域の協力体制などの事業の実現性などを客観的に評価し、事業別に県全体の事業箇所の優先順位を明確にした上で実施箇所の選定を行っております。選定した事業箇所について、新名神高速道路など関連する事業のスケジュールとの整合、そして、事業の目的、事業の規模や進捗状況などを勘案し、予算を各建設事務所へ配分しております。

毎年の公共事業予算が最大の成果を発揮するよう枠づけを行っていきたくと考えておりますので、御理解をよろしく申し上げます。

〔31番 小林正人議員登壇〕

○31番（小林正人） ありがとうございます。

いろいろこれから突っ込ませていただこうかなと思ったんですけど、残り1分になりましたので、また次の機会にさせていただきたいと思いますが、私の地元でよく言われるのが、例えば鈴鹿市、亀山市なんですけれども、産業も集積し、製造品出荷額も鈴鹿地区で約2兆5000億円、県全体の約4分の1を占めています。あと、農業産出額も県内上位、自動車の保有率や管内人口も上位、こういうことを割合的に考えると、9位というのは、今年だけにかかわらず、ここ数年ずっと低位にあるんですね。これはいかがなものかなというふうな思いにも当然誰しもなると思うんです。そのことを今後しっか

りと考えていただいて、全体の予算を増やせということではなく、予算の配分を検討していただけることを要望させていただいて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 21番 大久保孝栄議員。

〔21番 大久保孝栄議員登壇・拍手〕

○21番（大久保孝栄） おはようございます。熊野市・南牟婁郡選出、鷹山の  
大久保孝栄です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、伊勢志摩サミットの御成功おめでとうでございます。知事はじめ、雇用経済部伊勢志摩サミット推進局、そして、志摩市や関連市町の皆様、また、県職員の皆様には、怒濤の1年であったかと思ひます。招致活動から開催後まで、大変お疲れさまでございました。

また、三重県警の皆様、見事な警備をありがとうございました。世界各地でテロなどが発生している中でのサミットの開催、何かあったら0点、何もなければ100点の厳しい状況の中、見事に100点満点をおさめていただき、森元本部長をはじめ、三重県警、そして日本の警察の団結力、責任感、警備力、統率力などすばらしく、三重県の誇り、日本の誇りと感じました。今後、伊勢志摩警備スタイルという名前かどうかわかりませんが、何か大きなイベントがあるときには、この警備体制が歴史に残り、各地で活用されるのではないかなと思ひています。

さて、その伊勢志摩サミットですが、伊勢志摩経済イニシアティブを含む首脳宣言では、強固で持続可能な世界経済成長、貿易、インフラ投資及び支援、国際保健、女性の積極的役割の促進、平和と安全保障、外交政策、移民・難民対策、腐敗対策、環境問題、エネルギー対策など、本当に多岐にわたる宣言が出され、伊勢志摩から世界に発信されました。

そこで、質問の1問目、伊勢志摩サミットにおける神宮訪問について、知事の所感をお伺ひしたいと思います。

このときは雨上がりの曇っていた空の中、首脳たちが正宮様のところに着いた時点で神々しく光が差し、今回のサミットは、首脳の伊勢神宮訪問から

スタートし、（パネルを示す）オバマ大統領の広島訪問で締めくくられ、悲しい歴史を乗り越え平和の祈りを共有する新たな歴史の始まりだったのではないかなと感じています。

伊勢神宮の記念植樹も行われ、その一番近くにいらっしゃった鈴木知事はどうお感じになられたのか、御所見をぜひ伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢志摩サミットにおける各国首脳への神宮訪問についての所見を申し上げさせていただきます。

三重県はサミット誘致の段階から、伊勢神宮のある伊勢志摩の地を、多様な価値観を受け入れ共存するという日本人の精神性の原点であり、世界平和の実現のメッセージを発信する場としてふさわしいと提案してきました。

昨年6月5日に安倍首相が主要国首脳会議の開催地を伊勢志摩と発表された際、伊勢神宮に関し、G7のリーダーたちに訪れていただき、伊勢神宮の荘厳で凜とした空気を共有できればよいと発言され、私もサミットにおいて各国首脳等に伊勢神宮を訪問いただくことを切望していたところであります。

そして、その念願がかない、5月26日、会議の開催に先駆け、G7の首脳の方々が初めて伊勢神宮を訪問されました。安倍首相が宇治橋前で首脳お一人お一人をお迎えされ、最後にオバマ大統領を伴って2人で宇治橋を渡る、植樹後は横一列で和やかに談笑しながら歩く、そして、御正宮の前で、奇跡的に太陽の光が差す中での記念撮影、それらをテレビの画面で見たとき、私としましては本当に感無量でありました。

また、三重県が国に提案していた神宮での各国首脳による記念植樹も実現し、神苑前において首脳9名と私の10名で、三重県の木である神宮スギを植樹しました。植樹の合図は私が英語で行い、スコップの受け渡しなどのお手伝いは、南勢志摩地域の7つの市町の小学生20名が行いました。首脳と直接ふれあえる数少ない機会であり、このことは、未来を担う子どもたちの心に深く刻まれたことと思います。

メルケル首相は、日本の強さの源泉を見た、晋三、ありがとうとおっしゃったそうですし、各国首脳も、会期中、何度も何度も神宮訪問への賛辞と感謝を述べていたと聞いています。

このように、今回の訪問において、伊勢神宮が、平和への祈りや自然と人との共生などの調和、他者や多様性への寛容などの融和、日本、和の伝統文化の継続性などを象徴する場であることをG7の首脳の方々に感じていただきました。このことは、私たち県民が神宮式年遷宮を自ら担って体験し、心に記憶してきたものにほかなりません。

また、安倍首相は議長国会見の中で、神宮は五穀豊穡を祈り、平和を祈り、人々の幸せを祈りながら、2000年もの悠久の歴史を紡いできました、今日の平和と繁栄は、そうした人々の祈りの上に築かれたものでありますと述べられました。

伊勢神宮は、人種や宗派、世代を超えて、多様な価値観を寛容に受け入れ、平和への祈りをささげる場であり、G7のリーダーが伊勢神宮のある三重の地に集い、世界平和の確立に向けたメッセージを発信したことは、歴史に残る画期的な出来事であります。このことは、サミット終了後のオバマ大統領の広島訪問とあわせ、前向きな未来志向に立ったものであり、今回の神宮訪問は大変意義深いものであったと思います。

また、私は、さきの神宮式年遷宮後、2033年の次回の遷宮に向けて、世界の巡礼地などに匹敵するような、世界から人が訪れる場所にしたいと申し上げてきたところであり、その一歩が踏み出せたのではないかと考えています。

私たちは、これから今回の経験を誇りとし、これほどまでにすばらしい場所が私たちの近くにあることに感謝をし、正しく理解し、尊崇の念を抱き、日々の生活を送っていかねばなりません。そして、次世代にも思いをつなぐことが大切であり、あわせて、国内外から多くの子どもたちが教育旅行などで訪れていただきたいとも強く願っております。

〔21番 大久保孝栄議員登壇〕

〇21番（大久保孝栄） ありがとうございます。

まさに歴史に残るサミットであったと思います。何か情景が浮かんできて、知事の思いががっとう来たので、私もちょっと感激してしまいました。

このサミットの効果がこれからも三重県内に絶えることなく広がってほしいと思っています。そして、この三重県が、また、日本が、人類の平和を祈り続ける県、国であること、そして、平和を守り抜く、そのために、外交や安全保障、それから経済成長などを各国と協力し、責任ある具体的政策を展開していくことが両輪であることを再認識できたかと思います。

また、国を愛する心、そして、平和を祈り続ける心、これが伊勢神宮からスタートした、それぞれ三重県民の心のレガシーであるのではないかと考えています。ありがとうございました。

それでは、2問目の女性活躍の観点からの看護師確保対策について質問をさせていただきます。

さて、サミットでも女性の積極的役割の促進について首脳宣言の中にも盛り込まれたところでありますけれども、女性が社会の中で能力を発揮する場面も徐々に増えてきたと感じられる昨今です。ですが、女性の働く環境や、年を重ねていく中での安心して生活し、働ける環境には、まだまだ今までの男性中心の社会の中では整備が必要だと感じています。女性に関する法律や条例もまだまだ少なく、整備していかなくてはいけないところだとも思っています。

女性が元気に働ける環境整備は、子どもや高齢者の方も安心して生活できること、または、男性の皆さんの大きな手助けにもなることなどにつながっていくことは間違いないので、みんなのためになる大事なことだと思っています。しかし、まだまだ理解をしていただかなくてはならないことがたくさんあります。

もともと男性社会であった中で、女性が能力を発揮できるところまで行くには大きな試練があります。心豊かな男性方の大きな理解と協力が不可欠です。そしてまた、女性も学び、経験を積み、男性とともに社会に貢献できるようになっていかなくてはなりません。技術を得、手に職をつけた女性たち

が経済的にも家庭を支えていけるように、女性の働く環境を整備していくことが大事であると考えています。

今、日本中で、女性活躍のために保育所の整備や保育士の確保対策が急ピッチで進められています。待機児童問題が解決に向かっていけば、女性が職場に復帰できる機会も増えます。また、保育士の働く環境整備も進めていただけることで、女性が多い職種の内容に合った処遇に近づくことは、まだ小さな一歩ではありますが、前進への第一歩であると思っています。

先ほども、小林議員のお話の中で介護職員の処遇改善のお話がありました。介護職員の中にも女性の方々がたくさんいらっしゃいます。

今日は、女性の職種の中で、看護師という職種も多くが女性であり、全国で看護師不足が問題となっている現状に目を向けたいと思います。三重県内でも特に、伊賀地域、それから東紀州地域での看護師不足が言われています。

三重県看護協会のほうでは、県の支援によって、ワーク・ライフ・バランスの推進や質の向上、それから、キャリアアップのための研修や潜在看護職員復帰支援のための研修などを実施しているとお聞きしています。また、女性が働きやすい職場づくりや就業相談などのために、昨年末に四日市市にナースセンターのサテライトが創設されたり、様々な取組がされているとも聞いています。

このことによって、施設による差はあるものの、公立の施設や大規模病院などでは、育児休暇や短時間勤務などの制度を活用する職員も増えてきていると聞いていますが、三重県として今後さらに看護師を確保するために、どのような対策を講じてどのような取組をしていこうとされているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

**○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治）** 三重県におけます看護職員確保対策の取組についてお答えいたします。

まず、データからでございますけれども、厚生労働省の衛生行政報告例という調査がございます。この調査結果によりますと、平成26年12月末現在の

三重県における人口10万人当たりの看護師数は817.0人となっております、前回調査は2年前なんですけれども、その結果と比べますと約50人増加しているという状況にはございますが、全国都道府県の順位では36位と依然低い状況にあり、また、全国平均値と比べましても約40人少ないという結果となっております、こうした結果等から、看護職員の確保は県としても喫緊の課題であると認識しております。

また、あわせて、平成25年度に実施いたしました三重県看護職員の就業環境実態調査によりますと、職場をかわられた理由といたしまして、労働条件への不満や、出産、育児などが挙げられており、御指摘がございますような、やはり勤務環境の改善というのも大変大きな課題であると認識しております。

こうしたことから本県では、看護職員の確保対策を総合的に検討する場といたしまして、平成26年度に三重県看護職員確保対策検討会を設置し、ここで委員の方々からの御意見をいただきながら、看護職員の人材確保対策や定着促進対策などの取組を進めているところでございます。

具体的に人材確保対策でございますけれども、看護師等修学資金貸付制度の活用による看護学生の県内就業の促進、それから、大学におけます地域推薦枠の拡大、また、三重県ナースセンターにおける未就業の看護職員、いわゆる潜在看護師でございますけれども、そういった方々に対する再就業のあっせんや無料相談等による再就業の促進を図っております。

また、平成27年10月から導入されました免許保持者による届出制度につきましては、これを周知し、ナースセンターへの登録を促すとともに、昨年12月には、先ほど御指摘いただきましたように、ナースセンターの四日市サテライトを設置いたしまして、相談体制の強化を図ったところでございます。

次に、定着促進対策でございますが、こちらにつきましては、院内保育の設置運営の整備支援も行いますし、また、医療機関や介護老人保健施設に看護職員確保定着支援員を派遣いたしまして、勤務環境改善に係る助言などを行っているところでございます。

それから、平成26年度からは、三重県医療勤務環境改善支援センターを県医師会に委託する格好で設置いたしまして、勤務環境改善に向けました医療機関の自主的な取組をサポートしております。

そして、昨年度には、女性が働きやすい医療機関認証制度を創設いたしまして、看護職員をはじめとする女性の医療従事者の勤務環境改善の取組を支援しております。この認証制度の評価項目の中には、そういった出産とか育児とか、女性の働きやすい勤務環境であるかどうかといったことが項目として挙げられているところでございます。

次に、県内の地域ということで目を転じてみますと、県内では、伊賀サブ保健医療圏域と東紀州保健医療圏域におきまして、人口当たりの看護師数が特に下回っているという状況がございます。このような地域に対する取組といたしまして、平成26年度には、ナースセンターの職員が当該地域の医療機関等を訪問し、離職者等の情報を収集しながら、そういった方々の再就業に向けた働きかけを行っております。

また、各地のハローワークで、ナースセンターの職員が求職者と対面相談を行っております。

それから、先ほど申し上げました免許保持者の届出制度を周知するため、チラシやポスターを作成、配布いたしまして、ナースセンターへの登録を呼びかけております。

さらに、看護のこころ普及事業と称しまして、地元の中学生や高校生を対象といたしました看護の出前授業を行い、看護職員を目指す学生を増やす取組も行っております。

県といたしましては、こういった取組を通じまして三重県全体の看護職員の確保を図るとともに、あわせて、勤務環境の改善につきましても関係機関の協力を得ながら促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 大久保孝栄議員登壇〕

〇21番（大久保孝栄） 佐々木医療対策局長、ありがとうございました。いろ

いる支援事業とか勤務環境の改善に取り組んでいただいていることがよくわかりました。

看護職員がなぜ再就業しにくいのかとかということの一つの大きな原因に、やっぱり夜勤というのが大きくあると思うんですね。

今、育児休業ですとか短時間勤務などの制度を利用している方もいらっしゃるって、利用すればするほど環境はよくなるんですけども、利用する職員が増えれば増えるほど、現場は看護師の数が足りなくなっていて、特に夜勤の職員にその負担が大きいのしかかかってきているのも現実ではあります。

夜勤要員が減ることによって、お一人当たりの夜勤回数が増えたり、勤務時間の延長による体調不良ですとか、病気などにかかって退職する看護師も多いのが事実です。患者さんのためとか、チームのためとか、施設のために自己犠牲を感じながら仕事をしていると、どうしても行き詰まってしまって、精神的、肉体的にも疲弊して、結局、看護師が不足するという悪循環が起こっているのではないかなと感じています。

この間、看護連盟のほうに取材といいますか、いろいろ調査に行かせていただきましたところ、やっぱり看護師の方たちはこうおっしゃっていました。そこに患者さんがいる限り、また、看護を必要としている人がいる限り、看護は1秒たりともとまることなく継続し、看護職の夜勤は永遠に切れることがありませんというような言葉をお聞きしました。

男女を問わず、夜勤を繰り返すということは体に負担もかかりますし、女性は特にホルモンバランスを崩しやすく、仕事を長く継続するにはやっぱり、バランスよく生き生きと働ける環境の整備が必要不可欠であると考えます。

看護師の確保とともに、夜勤ができる看護師の確保というのが最重要課題なのではないかなと思います。でも、現状では夜勤要員に対する手当も少なく、先ほど処遇改善というお話もありましたけれども、特別待遇もないそうです。看護師の精神的負担の軽減のために、三重県民が安心して看護が受けられるためにも、看護師確保対策とともに、夜勤要員確保対策みたいなものも必要になってくるのではないかなと感じます。

夜勤要員確保対策について、もし何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 看護職員の夜勤でございますけれども、大変難しい課題だろうと思っています。病院としては、宿命としては、患者さんがいらっしゃるわけなので、その確保はしなければいけない。総数的にも、三重県、まだまだ十分でないというところでございますので、まずはしっかり総数確保をしていくということが大事だと思っております。

そうした中で、あわせて勤務環境改善を並行して進めていくということが大事なかなというふうに考えております。先ほど御紹介申し上げました女性が働きやすい医療機関認証制度、昨年度ようやくスタートしたところでございますけれども、例えば、認証された医療機関の中には、お子さんを保育されている、そういった職員につきましては、夜勤を伴うようなシフトから外来勤務に変えてもいいというような取り決めをしているところもございますので、そういった好事例を御紹介しながら働きかけをしていくといいですか、この認証制度の取組を通じまして、しっかり勤務環境改善に対する意識を持っていただくように働きかけをしてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

〔21番 大久保孝栄議員登壇〕

○21番（大久保孝栄） ありがとうございます。

夜勤手当の現状というのは、勤務場所とか、設立母体とか、経営者の考え方によっても格差があるので、当然、一律平等というのは困難でしょうけれども、女性活躍促進のためにも、他県に先駆け、夜勤要員確保対策というのを今後出していただけたらいいのではないかなと思います。給与的支援とか補助とかというのはまだ難しいのかもしれませんが、例えば、3交代夜勤の場合では1夜勤勤務3000円増額するとか、2交代勤務の場合では5000円増額するとか、何か、どんなことからでもいいので、夜勤についてバランスのよい対策を講じていただければと要望しておきます。

次に、家庭教育の充実についてお伺いしたいと思います。

先日も、悲しい事件だったのが、うれしい報告に変わったんですが、北海道の小学校2年生の行方不明の件がありました。無事に保護されて安堵しているところでございますけれども、6日間から7日間にかけて1人で生き延びていたということのすばらしさ、このすばらしい生命力とサバイバル力と心の強さをたたえるところでございます。

そして、一方では、世界的に今、親のしつけってどうなんだろうというような話題も出てきております。一つ一つの御家庭のしつけについて物を申すことは難しいことですが、少なくとも、しつけを含む家庭教育とはどうあるべきかとか、また、親の意識の持ち方や子育ての方法をどうすればよいかとかを考える大きなきっかけを与えてくれたのではないかと思います。

三重県では児童虐待の相談件数が過去最高になったと報道で知りました。これは、相談先の認知度が上がってきたのも件数が増えた要因だと考えられます。しかし、児童虐待の可能性のある事案が増えているのが表に出てきたとも考えられます。虐待する側の、例えば親ですとか、周りの大人の意識というものも徐々にやはり向上に導いていかなくてはいけない、虐待がなくなって落ちついた親子関係を築くためにも、やはり家庭教育の充実というのは大事じゃないかと思います。接し方や育て方のわからない保護者というのはたくさんいらっしゃると思います。そういう保護者に安心して落ちついて子育てをしていただくためにも、子育てに有効な情報を与えるなど、家庭教育の充実を早急に図らなければならないと思っています。

今回、戦略企画部の人づくり政策の中で教育の充実というのがありまして、その中でも家庭教育の充実というのが出てきておりますが、ふだんなら、家庭教育という教育のことに関していえば、教育委員会とか、子ども・家庭局とかが所管だと思うのですが、戦略企画部の政策でどのようなことを考えていらっしゃるのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

〔渡邊信一郎戦略企画部長事務取扱登壇〕

○戦略企画部長事務取扱（渡邊信一郎） 家庭教育の充実に向けた取組についてお答えをいたします。

近年、少子化の進行でありますとか共働きの増加など、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、教育の原点であります家庭教育の充実に向けた支援の必要性が高まっております。

このため、本年3月に策定をいたしました三重県教育施策大綱において、子どもたちの生き抜いていく力の育成を基本方針の一つに掲げまして、家庭教育の充実と子育て支援に取り組むことを明記させていただきました。

そこで、今年度は、新たな家庭教育の充実に向けた応援方策検討事業によりまして、家庭教育を応援するための戦略を取りまとめますとともに、家庭に対する啓発手法の確立に向けた取組を進めてまいります。

具体的には、理念中心ではなく、現場の声を反映した、すぐに活用できる実践的な戦略の策定、家庭に向けた啓発コンテンツの開発、県庁内だけでなく、市町、さらには関係団体等との連携・協創体制の確立の3点を目指して取り組むこととしております。

これらの取組につきましては、子ども・家庭局、教育委員会、戦略企画部が役割分担をし、連携して一体的に取り組む体制によりまして、戦略企画部が総合調整役を果たしながら取りまとめていくこととしております。既に3部局による庁内ワーキングを2回開催いたしており、今後、有識者による検討会の開催、ベンチマーキング、関係団体との意見交換等を通じまして、年度内の取りまとめを目指してまいります。

〔21番 大久保孝栄議員登壇〕

○21番（大久保孝栄） ありがとうございます。

子どもたちの生き抜いていく力の育成にこれから取り組んでいかれるということなので、ぜひ力を入れてお願いしたいところでございます。

それから、家庭教育の充実に向けた応援というのは具体的にどんなことができるのかというのを考えたときに、大家族で暮らす昔なら、子育ての知恵をしゅうとめさんですとか近所の先輩方とかにアドバイスをもらいながら、

周りみんなで子育てをしていくという感があったので、悩みも解消される習慣があったのかもしれませんが、今、核家族で子育てをすることが多い現代、共働きも増えて気の休まる時間が少ない若い夫婦には、いかに有効的に家庭教育を充実させていくかの情報を伝えておくのが大事ではないかと思います。

私が有効的にと言った理由には、子どもの発達や発育に合わせて周りの大人の働きかけが当然大事ということがあります。

私も長年、乳幼児教育ですとか幼児教育に携わってまいりました。子どもの脳や体の発達についてずっと学んできたわけですがけれども、大きな発育が見られるのは、やはりゼロ歳から、生まれて、おなかに妊娠してからですけど、2歳ぐらいまでの間に細胞が全部発達します。生まれてきてから、赤ちゃんは自分の力では動けませんし、働きかけもできないので、周りの大人の力の働きで発育するというのがゼロ歳から2歳ぐらい。それは、本当に周りの大人が知識を持っていないとできない働きかけです。

それから、次に大きく成長する時期というのは、4歳ぐらいから7歳ぐらいまでと言われてはいますがけれども、このときはもう自我が目覚めてきているので、周りの大人と子どもが一緒になって伸びる時期。この時期は、まだ周りの大人の人たちの手も当然要りますし、自分の興味や自我の目覚めで一緒になって伸びられる時期。

それから、次に大きく成長する時期というのが、10歳前後と言われております。そのときはもう自分の自我がどんどん出てきているので、周りの大人の刺激も少々ありますけれども、やはり自分の力で伸びていく時期が10歳前後ではないかなと思っています。

そういうような子どもの発達、それとか環境とか、今何が成長しているのかというような、細かな、そして有効的な、時期に合わせた提案というのが必要になってくるんじゃないかなと思っています。

大人がどう働きかけるかというのが大事ですが、親の精神力もあるんですね。子どもに例えば読み聞かせをすると、子どもたちの情緒もよくなるし、親のほうもリラックスできるし、お互いにいい効果があると聞いています。

お互いがリラックスできて、うれしい気持ちとか優しい気持ちの状態を伝えるというのが大事な時期なのではないかなと思っています。

それで、ちょっと今言いましたけれども、読み聞かせというのはなぜ大事なのかというと、皆さんには本当に釈迦に説法ですけども、人の人生って1回きりで、1回の間に行く場所や経験することは1回きりですけども、読み聞かせとか読書することにより、いろんな人の今までの人生とか、場所とか、歴史とか、思いとか、いろんな情報を入れることによって、すごく豊かな人間性になるというのが読書のいいところかなと思うんです。そう考えると、周りの大人の働きかけで豊かな心を育みやすいのは幼児期なのかなと私は考えています。

その時期に子どもたちに大事な刺激を与えるというのをどうやって具体的にあらわしていくかというのは本当に難しい。物で見えないものですから難しいんですけど、若い夫婦たちが困ったときにすぐに手引きになるものとか、また、相談する場所とか、困ったときの事例があるとか、そういうようなことを直接伝えられるようなものにつながればいいかなと思っていますので、ぜひお願いしたいと思っています。

読み聞かせといえば絵本。絵本といえば、(現物を示す)『「パパ」はどうしてパパなの?』、パパから伝えておきたい12のこと、イクメンパパ鈴木英敬知事から世界中の子どもたちへのメッセージ、この本が出版されております。実は私、これを読んだとき最後のほうで、もっと早く読んでいればなとか、いろいろ反省したり、感動したり、また、英語でも伝えてくれているので、子どもたちにぜひこれを読みたいなと思ったところです。

知事は、どこかの知事とは違ってこの印税収入は、様々な事情で親と離れてしまった赤ちゃんを、家庭的養育環境につなげるための赤ちゃん縁組事業に全額寄附されるということなので、ぜひ多くの御家庭で読み聞かせていただければ、赤ちゃんたちのことにもつながるということで、これはいいことかなんじゃないかなと思っています。ちょっと御紹介をさせていただきました。

県を挙げて、子どもの子育てとか、家庭教育の充実に力を入れていきたい

んだというのが知事の意気込みにもあらわれているところかと思いますが、当然、読み聞かせも大事ですし、読み聞かせだけでなく、食育や体の発達、困ったときの解決事例や先輩の励ましなど、幾つかいろんな情報が必要かと思えますので、よろしく願います。

そして、前回の一般質問で中嶋議員からも御提案がありました。周りの大人の意識向上のためにも家庭教育支援条例なるものが必要ではないかと私も同じように考えております。岐阜県や熊本県でもそれは制定されておりまして、議員提出条例でしていただいているようですけれども、この家庭教育支援条例なるものについて知事のお考えがありましたらお伝えいただきたいと思えますし、また、絵本に込めた思いなんかは知事の子育て政策や家庭教育充実の政策に大きくつながるものだと思いますので、いかがお考えかお聞かせいただきたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 家庭教育支援条例につきましては、家庭教育をどういふふうな方向性でということを決めるということについては非常に意味があると思えます。とりわけ、例えば岐阜県の家庭教育支援条例では、各家庭が自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとか、地域全体で家庭教育を応援する社会的機運を醸成するというのが目的に書かれていますので、行政が家庭に介入して何とかかんとかということではなくて、全体として自主的に頑張る環境をつくっていかうとか、そういう機運醸成をしていかうということについては非常に意味があることではないかというふうに思っております。

さらに、この中では、家庭教育といってもすごくふわっとしている中で、保護者が子どもに対して行う、基本的な生活習慣とか、自立心とか、善悪の判断とか、挨拶とか、命の大切さとか、そういうものを一種限定してこういうのが大事だねというふうに言っているような、そういう方向性を示すものというのは大変重要だと思います。

一方で、先ほど議員からもありましたとおり、家庭教育支援条例を制定済みの県は7県ありますけれども、いずれも議員提案条例でありますので、執行部は、先ほど渡邊副知事が提案させていただいたような、むしろ実践的な

事業やコンテンツというのを考え、全体的な方向性というのは議会で御議論いただくというのが一番よいのではないかと、条例については思います。

そして、絵本ですけれども、御紹介いただきましてありがとうございます。おかげさまで売れ行きも好調のようでありますけれども、自分が大切に思っていることを面と向かって伝える機会というのは実はそうそう余りないので、この絵本を読みながら、楽しみながらそういう思いを伝えたいと思いますし、パパとか父親が主語の絵本って実は余りないので、そういうお父さんたちが使いやすいものにしたというのと、絵本、結構なボリュームがあるんですけれども、それを読んでいるときはお母さんにちょっと休憩してもらって、お母さん自身の時間を使ってもらったらいんじゃないかと、そんな様々な思いでやらせていただきました。ありがとうございます。

〔21番 大久保孝栄議員登壇〕

○21番（大久保孝栄） ありがとうございます。

まず、家庭教育支援条例については、また仲間の皆さんと相談させていただきながら進めてまいりたいと思います。また、執行部の皆さんには具体的な政策として進めていただければと思います。

先ほどの絵本ですけれども、この中にすごく、命が大事とか、いろんなことが結びついていて優しい気持ちになるとか、中身がやっぱり深く広く、父親って子どもに伝える機会ってすごく少ないと思うんです。言葉も難しいというか、思いを伝える機会ってなかなかないと思うんですが、私、この本の中で思ったのは、パパという言葉にかぎ括弧がかかっているんです、ママにはかかっていないんですけど。父親から伝えたい思いというのが子どもには大事なんじゃないかなとすごく感じていますので、私もお勧めしたいと思います。

そして、家庭教育も大事だし、幼児教育もこれから力を当然入れていただいて、これが児童・生徒の今後の学力向上にも大きくつながると思いますし、そのことによって子ども一人ひとりの将来にも大きな力となって関係して行くことですので、これからも教育のすき間を埋めていただいて、つ

ながる教育としての施策の実現をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、4問目の近畿自動車道紀勢線、県内唯一の未事業化区間についてに入らせていただきます。

これは、質問ではなく要望です。

今までも声を大きく一生懸命取り組んでいただいていることは、多分、ここにいらっしゃるどなたよりも私がおわかっております。そして、今週の初めにも国への要望活動をしていただきましてありがとうございます。

紀伊半島大水害から5年間、知事はその間、3年連続の新規事業化を実現していただきました。

そして、紀伊半島大水害のときの状況です。これ、5年前の状況ですが、(パネルを示す)下にぐるーっと回って、これは紀伊半島ですけれども、ぐるーっと回って行ってバツテン、バツテン、バツテンとあるのが国道42号で、陥没やら墜落、決壊などで通行どめになった箇所です。紀伊半島は水害のとき陸の孤島となりました。私たちの地元でも2週間近く孤立をしていた集落もあって、私たち地元民には忘れられない大きな災害となりました。

この後、現在、熊野尾鷲道路Ⅱ期工事、これは、今、尾鷲市内を通過しておりますが、それを、尾鷲北インターチェンジ、南インターチェンジをつなぐ5.4キロメートル、それから、熊野道路6.7キロメートル、これは熊野市の大泊町から久生屋町の間です。それから、新宮紀宝道路2.4キロメートル、これは和歌山県新宮市から紀宝町への熊野川河口大橋を含む道路です。(パネルを示す)この3事業が今、新規事業でとっていただひて進められているところでございます。

おかげさまで着々と事業が進み、近畿自動車道紀勢線の延伸は大きなストック効果を生んでいます。例えば、紀北町のキャンプinn海山での観光客の大幅な増加、それから、熊野市の花倉神社の参拝客の増加、これが先日、道の駅への認定にも大ききつながって後押しをしていただひたと思ひます。それから、紀宝町への工場の進出ですとか、地域間交流の促進にも大きき力を發揮してくれています。

私たちが今までは熊野市から和歌山県新宮市のほうに食事に出かけたり買い物に行ったりということが多かったんですが、今は熊野尾鷲道路が開通してから尾鷲市のほうが近くなり、尾鷲市に行く機会も増えてまいりました。また、尾鷲市の方々が熊野市に来るといふ、今までは大きな峠で塞がれておりましたので交流も困難だったところなんですけれども、そこが自然に交流の機会が増えてきたように、いいことだなと思って感じています。

そして、とうとう未事業化区間も、さっきのこれを見ていただいたらわかりいただけると思います、（パネルを示す）もうよく御存じのように県内あと1カ所となりました。和歌山県側も1カ所です。これ、四角の途切れたところなんですけれども、そこが未事業化区間です。あとは事業化になっています。和歌山県側にも一つ、串本インターチェンジ―太地インターチェンジ間ですか、未事業化区間があります。

今回、なぜこの件を取り上げたかという、やはり熊本地震があります。

熊本地震は内陸地震です。その内陸地震は、日向灘沖のプレートのエネルギーが熊本の内陸にたまって起こったのではないかと、そして、いずれ日向灘沖のプレートが動くのではないかと、そして、日向灘沖のプレートというのは南海トラフのプレートの西側に位置していて、日向灘沖プレートが動いたら南海トラフのプレートも動くという可能性が大きくて、これは、琉球大学の海洋地質学の木村名誉教授とか、何人かの専門家が発言していることなんですけれども、南海トラフへのプレッシャーもあるということで、玉突き大地震の前兆ではないかということが数々言われております。

歴史上、いつかは来る南海トラフを震源地とする大地震、それによる大津波。前回、新規事業化していただいた新宮紀宝道路は、熊野川河口の大橋を含みます。これ、河口の橋ですから、もし、津波が来たらどうするんやというような思いがあるかもしれませんが、当然、大津波に耐え得る、津波が橋の下を通っていくような設計がされるとお聞きしております。紀伊半島大水害のときに、熊野川の橋にバギーがひっかかっていたり、流木がひっかかっていたり、橋自体を水が越水してしまって、もう全く機能しなくなって通れ

なくなってしまった、その熊野大橋のことを思うと、新宮紀宝道路を早期に事業を進めていただくというのは本当に心強いことですし、さらに早期工事着工を求めるところでもございます。

熊本地震後の九州の状態ですけれども、皆さん御存じのように、九州の高速道路の復旧工事、すごく早かったです。復旧工事が早かったことによって支援体制が整うスピードも速かったのが現実です。なぜ支援体制を早く組めたかという、やはり高速道路があったからです。高速道路があったから復旧が早くなって支援体制が組めたということは、幾らその橋ができて、つながっていないと意味をなさないというのが高速道路でございます。

そこで、あと1カ所、ここが繋がらないと命の道が繋がらないということで、命の道という言葉がありますけれども、その熊野市の久生屋町から紀宝町までの間、これ、16キロメートル、17キロメートルぐらいありますけれども、この中には紀南病院があります。紀南病院というのは、熊野市、南牟婁郡にとっては唯一の総合病院ということで、この紀南病院から二次救急搬送ですとか、そういうことが必要なわけですが、ここはまだ、事業化をされていないわけです。そして、紀南病院のほうは本館も建てかえしていただきました。だけど、道がないんです。

紀南病院に行くには狭い踏切を通らないと行けない、救急車で行くにも、私も昔運ばれたことがありますけど、ずーっと待たないといけないんです。だから、道がとにかく必要なわけですね。紀南病院から出てきた国道42号のところは、まさに紀伊半島大水害のときに道が陥没して、あのカーブの橋のところですが、通れなくなった箇所なんです。だから、やはり命の道ということで、久生屋町から紀宝町間の高速道路の早期事業化、新規事業化をぜひとっていただきたいと思うんですね。

国道42号というのは、皆さん御存じのように、今、かわりの道ってところどころしかないんです。つながっているところがなくて、前も一般質問で言わせていただきましたけれども、鬼ヶ城トンネルがポシャると、またこの紀伊半島全域が陸の孤島になるわけです。だから、本当にぎりぎりのところを

毎日通っているわけですがけれども、このダブルネットワークを今つなげないと、和歌山県も孤立してしまいますし、三重県唯一の未事業化区間が和歌山県民にも大きな悪影響を与えてしまいます。

私たちの地域は、JRの汽車はありますけれども、風雨ですぐにとまります。鹿にも当たりますけれども、私たちのところは電車はありません。やはり道路だけが命をつなぐ道、そして、防災ですとか、二次救急搬送、観光、交流、流通、そして、地方創生も道路がつながっていないからできないんですよ。ぜひ平成29年度の新規事業化に向けて、知事の意気込みをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 近畿自動車道紀勢線の未事業化区間の早期事業化に向けての意気込みということであります。

4月に発生しました熊本地震の際には、九州自動車道が被災地への救援物資の輸送などで大きな役割を果たし、我々に高速道路の必要性、重要性を再認識させたところであります。

近畿自動車道紀勢線も、南海トラフ地震などの災害時には、復旧・復興活動に加え、緊急避難施設としての機能もあわせ持ち、命の道として地域の安全・安心を支えることから、国道42号とのダブルネットワークとして早期整備を促進していかなくてはなりません。また、東紀州地域の豊かな自然や産業を生かした地方創生の取組を進める上でも必要不可欠な道路であります。

先ほど議員からも御紹介いただきましたとおり、6月6日、7日には、石井国土交通大臣や財務省の大岡大臣政務官に、紀伊半島を一周する高速道路の実現がより一層ストック効果を高めるため、県内はもちろんのこと、和歌山県、三重県、両県における未事業化区間の平成29年度新規事業化などを要望してまいりました。本年2月には、仁坂和歌山県知事とともに、国土交通省に紀伊半島のミッシングリンクの早期解消を要望しました。

今後も命の道として重要性を訴えるとともに、例えば、重点道の駅候補に選定されたパーク七里御浜での道路整備を前提としたかんきつ産業活性化の

取組など、より具体的な地域づくりにつながる事例を説明し、早期事業化の要望活動を展開していきます。また、活動に際しては、関係市町との連携を深めるとともに、新たに地元民間企業等と一体となってアピールするなど、あらゆる機会を見つけて未事業化区間の早期事業化をしっかりと要望してまいります。

計画段階評価から来年度で5年を迎えるというようなことであります。そういう意味では、この一、二年がまさにこの未事業化区間を事業化するために大変重要な勝負の時期であるというふうに思っておりますので、また、私も知事就任後、皆さんとともに悩み、そして、復旧に向けて頑張ってきた紀伊半島大水害から5年という節目でもありますので、より一層、強力に働きかけを進めていきたいと思っております。

〔21番 大久保孝栄議員登壇〕

○21番（大久保孝栄） 心強いお言葉、ありがとうございます。

この道は、よそに出ていった熊野南郡出身者の人たちが、週末とかお休み、お盆とかお正月とかに親に会いに帰ってくる親孝行の道というふうに東豊議員が前にも言っておりましたけれども、親孝行の道という名前も今、出てきております。やはり、そういう人と人の心をつなげるきずなを深める道でもあると思うので、多分、知事もこれをやらないと気持ちよくどこかに行ったりはできないと思っておりますので、ぜひ鈴木英敬知事が近畿自動車道紀勢線をつなげたという歴史をつくっていただきたいと思っております。

これは今しかできません。今やらないと、未来に地元に住む、また、紀伊半島に住む人たちに申しわけが、私たち、立たないと思うんですね。いつか大きな災害が来たときに、あの道路さえできていれば復旧が進んだのにとか、支援が届いたのにとか、そういう後悔はやはりしたくないので、あのときつくってくれてよかった、助かったというような声がやはり聞きたいです。私も政治家の端くれですけれども、今を生きる政治家の役目だとやはり思っています。

それから、私たち地元も頑張っていきたいと思っております。紀勢自動車道建設

促進三重県期成同盟会で、今、議員連盟もあるんですけども、この場をおかりして、議員連盟の皆様にもぜひ一緒に要望活動へ東京へ行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

私の一般質問、今日は、女性活躍とか、子どもの家庭教育の充実ですとか、高速道路のことですとか、大ざっぱなことですけども、方向性としてすごく重要なお話を自分はさせていただいたつもりです。その親の気持ちですとか、田舎の気持ちですとか、そういうことを一つ一つつなげていくのが私たちの仕事だと思っていますので、思いをぜひ酌み取っていただいて、またこれから力を合わせてともに頑張っていただけたらと思います。

少し早いですけれども、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。今日、傍聴にも応援に来ていただいてありがとうございます。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。  
(拍手)

## 休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

○副議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。4番 山内道明議員。

〔4番 山内道明議員登壇・拍手〕

○4番（山内道明） 皆さん、こんにちは。公明党、四日市市選出の山内道明

でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先輩の今井議員からは、今朝、メールで頑張れというふうに激励をいただいております、非常に心強いと思っております。しっかりと質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずもって、今回の伊勢志摩サミットの大成功、本当にお疲れさまでございました。そして、県民を代表して、本当にありがとうございました。

様々ございますけれども、時間に限りがございますので、通告に従って早速進めさせていただきたいというふうに思います。

一つ目は、子どもの発達支援における医療体制の充実についてであります。まず初めに、日ごろより子どもの発達支援にかかわっていただいている関係者の皆様には心から感謝を申し上げます。

その上で、現在、県内におきましては、発達支援の必要な子どもたちへの医療体制の充実が強く望まれております。私の住む四日市市、そして北勢地域におきましても、そういった声が多く寄せられております。これは、児童精神科、小児整形外科の専門医師・機関が少なく、発達に課題のある子どもの多くは、こちら津市にあります県立小児心療センターあすなろ学園や県立草の実リハビリテーションセンター等まで通院せざるを得ない現状となっております。

こうした中、これらの施設の利用に当たっては、受診に至るまで数カ月を要するだけでなく、お子さんの診療や補装具の製作等に際しては、長時間をかけて長距離の移動を余儀なくされている現状がございます。実際の移動につきましても、保護者をはじめ、大変な苦労の中、受診をされている状況がございます。特に、子どもへの発達に課題を感じ、早期受診を求める初診段階におきましては数カ月の待ちが発生しており、適切な療育において重要とされる早期発見、早期支援においても心配する声が上がっております。

このように、発達に課題のある子どもたちとその保護者への負担、心配の声は非常に大きく、身近な地域で必要なときに必要な医療を受けたいとの思いは切実となっております。

また、文部科学省が平成24年に実施した調査では、通常の学級において、知的発達に遅れはないものの、学習面または行動面で著しい困難が認められるとされた児童・生徒の割合が全体の約6.5%、小学校1年生では全体の10%弱の割合となっておりまして、発達支援の対象児童数は増加傾向というふうになっております。また、小児医療分野においては医師不足とも言われております。

このような中、来年度、平成29年6月に、三重県の子どもの発達支援体制の強化を図るため、県立草の実りハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、そして三重県児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、三重県立子ども心身発達医療センターが開設予定となっております。この開設に対しましては、大きく期待が寄せられているところでございます。

そこで質問でございますが、三重県立子ども心身発達医療センター開設に向け、発達支援の必要な子どもたちへの支援強化の取組について、そして、開設後の新しいセンターの機能について質問させていただきますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

**○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和）** それでは、子どもの発達支援につきまして御質問をいただきましたので、お答えさせていただきたいと思っております。

県におきましては、先ほど議員からも御紹介がありましたように、現在、県立草の実りハビリテーションセンター、それと、県立小児心療センターあすなろ学園及び三重県児童相談センターの難聴児支援部門を統合いたしまして、三重県立子ども心身発達医療センターとして、平成29年6月の開設を目指しまして一体的な整備を進めているところでございます。

このセンターでは、併設する県立かがやき特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院とも連携をすることによりまして、心身ともに発達支援が必要な子どもに対しまして、専門性の高い医療、福祉、教育が連携いたしました支援を行うとともに、地域の支援機能を高め、発達支援の中核として県全

体の総合力の向上を目指しているというところでございます。

発達障がいに関しましては、診療ニーズが高まる中、児童精神科医師の確保が全国的にも困難な状況にあることから、あすなろ学園におきましては、これも先ほど御紹介がありましたけれども、新規の外来診療待ちが数カ月に及ぶという状況となっております。

このことから、地域におきまして、重症化する前の早期支援に取り組むことが重要と考え、市町の窓口支援機能の強化を働きかけるとともに、二次的な問題行動に至らないよう、初期的な対応を行うことができる専門的な職員でありますみえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成を行ってきました。当アドバイザーの養成に当たりましては、市町から職員を1年間あすなろ学園のほうに受け入れまして、臨床の場等での研修を実施していますが、昨年度末で、実績といたしまして21市町で55名のアドバイザーを養成したところでございます。

また、発達障がい児のための支援ツールでありますCLMと個別の指導計画というのがございまして、CLMといいますのはチェック・リスト・イン三重というふうにしておるわけでございますけれども、これを開発いたしまして、子どもが初めての集団生活の場で困難さを感じる事がなく過ごせることができるよう、保育所等での導入促進を図っております。

また、肢体不自由児に関しましては、身近な施設において適切な療育が行えるように、現在、草の実リハビリテーションセンターの小児整形外科医師や理学療法士等の専門スタッフが地域の療育センターのほうにお伺いしまして、医療相談への対応を通じて施設職員への技術的な指導を行っているというところでございます。

新センターにおきましては、地域の人材育成の観点から、こうした取組を充実させまして引き続き行っていきたいと考えております。

また、専門医不足への対応につきましては、新センターを整備することによりまして、治療とか療育環境を改善するという事もございますので、そのことと、また、隣接する三重病院と協働して研修医の受け入れを促進する

ことによりまして、児童精神科医師や小児整形外科医師の確保に努めていきたいというふうに考えております。

さらに、地域の医療機関との役割分担を行うことによりまして、まず、身近なところで適切な支援が行われるというふうにするために、県医師会とも連携して発達障がいに関する研修会を開催しましたり、協力の同意が得られた医療機関の情報を県のホームページに掲載し、情報提供を図るなどの取組を行っているところでございます。

引き続き、これらの取組により、外来診療待ちの解消を図るとともに、市町等と連携した子どもの発達支援のための途切れのない支援体制の構築につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔4番 山内道明議員登壇〕

○4番（山内道明） 御答弁、ありがとうございました。非常にわかりやすい御答弁をいただきました。

ハード面の取組として三重県立子ども心身発達医療センターが開設されるとともに、ソフト面での取組として、身近な地域で専門的な療育や支援が受けられる体制づくりが同時に進められていることがよくわかりました。

県及び市町の役割分担によりまして、重層的で途切れのない支援体制の構築、また、保健センター、保育園、幼稚園、学校等関係機関との連携で総合的な支援体制が期待されるところでございます。身近な地域で早期発見、早期支援の体制が充実されることは、非常に大きな安心につながります。保護者、関係者への周知も含め、しっかりと取組を進めていただきたいというふうに思います。

また、今後の発達支援対象児童者数の増加に対しましても、しっかりと地域で柔軟に対応できる体制づくりを期待しますとともに、より高度な専門的な支援、専門の人材の育成によるサービスの充実に期待をさせていただきます。

また、反面、一定程度以上の重度の発達障がいを抱える子どもたちは、引

き続き子ども心身発達医療センターへの受診が必要となってまいります。専門医師の確保は容易ではございませんが、研修医の皆さんにとっても新しいセンターが魅力ある施設、環境となるよう、そして、将来的に医師が県内に残っていただけるように最大限の努力をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、二つ目の質問に参らせていただきます。

二つ目は、里親制度の推進についてでございます。

こちらにつきましては、三重県におきましては知事のほうが、全国組織であります子どもの家庭療育推進官民協議会の会長をされておりまして、さらには、今回、国への提言・提案の中でも重点項目として挙げていただいております。

私のほうからこの場で改めて社会における制度の重要性を述べるまでもございませんが、全ての子どもたちが愛情豊かな家庭環境のもとで暮らすことができるようにとの考えで推進されているのが里親制度であります。

2011年の民法改正では、子どもの権利がさらに重視されるものとなりました。公明党におきましても、さきの国会で養子縁組法案を他党と共同提出させていただき、養子縁組を推進する上で、子どもにとって最善の利益となるようにとの内容を盛り込ませていただいたところでございます。

このような状況の中、三重県として、社会的養護の現状と目指す方向として、平成41年までに児童養護施設やグループホーム等の施設養護から家庭養護へ推進していく取組が計画をされております。

(パネルを示す) こちらは厚生労働省の資料ですが、参考までに諸外国の里親等委託率の状況です。諸外国におきましては非常に里親委託率が高いものとなっておりますが、これは様々な国の実情による現状であるというふうに思っております。日本では、施設での委託が9割、里親が1割という形になっております。お隣の韓国では、里親委託率が40%を超えておりまして、日本の約4倍となっております。

ちなみに三重県では、おおむね8対2の割合で、約20%の子どもたちが家

庭養護という環境で過ごしていただいております。社会的養護の一つとして、施設養護もその必要性において重視しながらも、今後、家庭養護を推進していくことの重要性を強く感じております。

また、現在の日本社会におきましては、児童虐待等の問題が増加傾向にあり、社会的養護を必要とする子どもたちが増えてきております。こういった状況を踏まえ、家庭養護である里親制度についての正しい理解を地域社会に広めながら推進していくことが必要であると考えております。

そこで、本日は、今後の推進を後押ししたいとの思いで、次の3点を質問させていただきます。

一つ目は、里親制度に対する県の広報啓発活動についてです。

二つ目は、三重県で実施をされておりますホームステイ事業、これは、週末や夏休みなどの数日間、里親等の家庭で預かっていただく事業の推進、この状況について。

それから、三つ目は、施策の中にもございますが、産婦人科医との連携の強化について教えていただきたいと思っておりますので、御答弁、よろしく願いいたします。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、里親委託の推進につきまして3点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきたいと思っております。

まず、広報啓発活動についてでございます。

平成27年3月に策定いたしました三重県家庭的養護推進計画におきましては、児童がより家庭に近い環境で継続して養育が受けられることが重要であることから、家庭的養護を推進することといたしまして、15年後の平成41年度までに里親等への委託率を33.3%に引き上げるということを目標にしております。このため、平成27年度におきましては、里親制度につきまして地域での理解がより一層広がりますように、県内全市町で里親説明会や出前講座を開催するなど、広報啓発に取り組みました。

こうした取組の結果、平成27年度末には、里親等でケアを受けている要保護児童の割合が、当初の目標は18.2%に置いていたのですが、それを上回る21.0%となったところでございます。

また、里親に関する県民意識調査におきましては、里親制度について知っているというふうに答えた方が全体の約80%に上るなど、周知が進みましたけれども、一方で、里親という言葉は知っているが、詳しいことは知らないというふうに答えた方が63.1%いたという課題も明らかになったところでございます。

このため、平成28年度も引き続き県内全市町で里親説明会を行うとともに、新たに里親制度の普及啓発に積極的に取り組んでいる市町と連携いたしまして、里親シンポジウムを開催するほか、市町のフェイスブックなどのSNSの活用でありますとか、あるいは地域の子育て支援団体が参画しておりますみえ次世代育成応援ネットワークとの連携にもよりまして周知を行うなど、幅広い手段による広報啓発を進めていきたいというふうに考えております。

また、社会的認識を高め、国民の理解を得るために、国に対しても積極的に集中的な広報啓発活動を行うよう要望したところでございます。

先ほども議員からも御案内がありましたように、去る4月4日には、里親委託、養子縁組の取組を進める全国で初めての官民連携の組織であります子どもの家庭養育推進官民協議会が設立され、知事が会長に就任したこともありますので、この協議会も通じまして、ホームページの開設でありますとか、フォーラム、また、研修会の開催などを通じて全国的な啓発にも努めまして、里親委託の推進に強力に取り組んでいきたいというふうに考えております。

2点目、ホームステイ事業でございます。

ホームステイ事業は、児童養護施設等でケアを受けている児童が、週末や夏季休暇等の連続した休暇を利用して、里親家庭やボランティア家庭等で家庭生活を体験できるというものでございまして、多くは里親登録家庭で実施されておまして、平成27年度には延べ数で221人の利用がございました。

この事業は、児童養護施設等で生活しております児童が、地域等との交流

を促進することにより、生きがいの高揚や家庭復帰、あるいは社会復帰に向けての自立意欲の助長を図ることを目的としておりまして、委託先の里親との間で里親委託に移行することもありますので、家庭的養護の推進につながる事業ということで、今後も引き続き活用していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の産婦人科医との連携強化でございます。

児童相談所におきましては、望まない妊娠などに対しまして、妊娠中から、あるいは出産直後の相談に応じまして、新生児を病院から直接里親家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託というものを里親委託の一つの方法として実施しております。

また、産婦人科のほうにおきましては、不妊症でありますとか不妊症に悩む方の相談や、望まない妊娠等で子どもを育てることができない方の相談に応じているところでございます。

里親委託や特別養子縁組などの制度は、こうした家族の心と状況に寄り添った取組の中で、一つの選択肢として提示されることもあるというふうに聞いておるところでございます。

このため、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託につきましては、産婦人科医の協力のもと、連携を強化し推進していくことが必要というふうに考えております。

これまで県におきましては、産婦人科医会と連携いたしまして、産婦人科病院に里親制度を案内するパンフレットを配置するなどの取組を行ってまいりました。

今般、児童福祉法が改正されまして、児童相談所が里親委託あるいは養子縁組に係る相談機関として法的に位置づけられたということもございまして、パンフレットのほうも改訂をいたしまして周知を強化していくとともに、児童相談所職員の専門性や意識を高めるための研修につきましても充実をさせていきながら、産婦人科医との連携をさらに深めまして新生児の里親委託を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔4番 山内道明議員登壇〕

○4番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

広報啓発活動におきまして、実績が一定程度以上目的が達成されているということで御紹介いただきました。また、里親制度を知っているということと正しく理解をしているということは別であるという認識のもと進めていただいているということで、安心しております。

こちらの資料でございますように、（パネルを示す）今後推進をされていく中で、地域の社会でその家族を支えていく環境の充実が非常に重要となってくるというふうに思っております。こちら、民生委員、児童委員、また、地域の方々、病院、学校、幼稚園、保育園と、みんなで応援していく環境づくりが重要ということで紹介をさせていただきたいと思います。

また、ホームステイ事業につきまして質問させていただきましたのは、先日、ある児童養護施設に伺った折、責任者の方から特に御要望をいただきましたのはこのホームステイ事業に対してでございました。週末のわずか2日間でも、ホームステイから帰ってきた子どもの表情、目の輝きは、施設でいるときは全然違うんです、ホームステイ事業に理解をいただける里親を増やしてほしい、家庭環境の中でしか学ぶことのできないことも多いんですということでございました。このホームステイ事業の推進によりまして里親登録者数を増やしていくことは、この制度の理解を社会に広めていく、深めていく上で重要であるというふうに考えております。

また、産婦人科医との連携強化についても御答弁をいただきました。特に医師の皆様には、里親委託、そして子育て支援等、様々御尽力をいただいております。里親として登録を希望される方には様々な方がいらっしゃるかと思いますが、不妊に悩まれ、または不妊治療をされ、その後里親制度を知って里親を希望される方も多いようです。

三重県では、県職員を対象に、試験養育期間中に育児休業がとれる制度を知事主導のもと導入されているというふうに伺っておりますが、これも、不

妊に悩んだ県の職員の方が特別養子縁組を希望され、制度の壁に当たってしまったということがあったからというふうにお伺いをいたしました。

病院によっては、こちらの（現物を示す）里親制度の案内のパンフレットを設置していただいているところもあるというふうに向っております。不妊治療をされる方の中には、治療当初から、もしくは途中から里親制度を知り、早い時期から検討を始める人もいらっしゃるようで、里親制度を意識し、検討を始める時期や段階には様々なケースがあるというふうに認識しております。

里親制度はどこまでも子どもの幸福の実現のための制度であるとともに、様々な家庭、夫婦にとって一つの希望の選択肢であってほしいと望むものでございます。

さきにも述べましたが、先日の児童養護施設訪問の折、ちょうど子どもたちの下校時間と重なりました。地域の子どもたちと一緒に施設の子どもたちが下校しておりまして、施設の門の前で別れの挨拶をしているという風景を見させていただきました。大変にほほ笑ましい光景でありまして、子どもたちがしっかり地域、学校に根差しているということをうかがい知ることができました。

今後、家庭養護が推進されていく段階におきましては、特に三重県では1中学校区1養育里親登録を目指していくということもございまして、さらに多くの地域や学校で子どもたち同士のかかわりが増えてくるものというふうにも感じております。

今回訪問の施設では、当初、やはり地域の行事等への参加におきましては若干の偏見もあったということでしたが、少しずつかかわりが深まり、理解が深まるにつれて、今では子どもたちが地域に根づいていることを教えていただきました。

今回の訪問で、私自身もこれまで知らなかった多くのことを学ばせていただくとともに、改めて子どもたちの可能性の大きさを感じることができました。

養子縁組という言葉にありますように、社会において人と人をつなげる

のはよき縁であり、様々な家庭、家族においても縁でつながっているというふうに思っております。里親制度はよき縁をつくっていくもので、これからの共生社会にあっては大変、大切な制度であるというふうに認識をしております。

そして、最後に知事に対して質問させていただきたいんですけども、午前中は大久保議員のほうから、知事の出版された絵本についても少し質問がございましたが、知事として、また、子どもの家庭養育推進官民協議会の会長として、子どもの家庭養護の推進に向けてのお考え、思いをお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○知事（鈴木英敬） 子どもの家庭養育推進官民協議会の会長に就任をさせていただきまして、国連の子どもの権利のガイドラインや条例などにおいても原則家庭的養護というふうになっているにもかかわらず、その点について多くの方が事実を知られていない。だから、それを多くの皆さんに知ってもらうためのムーブメントを起こしていかなければならないということ、それから、日本で実親と暮らせない子どもたちが約4万人いますけれども、その子どもたちが4万人いれば4万通りのやり方で、その子どもたちが家庭的養護なり豊かに暮らせる方法を考えなければならぬので、それぞれの団体がそれぞれで頑張るのも大事だけれども、それぞれが情報を共有し連携をして4万通りの答えを出すために努力をしなければならぬと、だから、つながり合って官民協議会をやろうと、そういうような話にもなってきました。

現時点においては、三重県が最先端という現状ではありません。福岡市とか静岡市で頑張っていらっしゃるところがあります。そういう皆さんのノウハウも受けて、三重県のそういう子どもたちが豊かに、幸せに暮らせるように頑張っていきたいと思っておりますし、官民協議会の会長もやらせていただいておりますので、4万通りの子どもたちのために頑張っていきたいと思っております。

〔4番 山内道明議員登壇〕

○4番（山内道明） 大変に力強い御答弁ありがとうございました。

様々な選択肢をしっかりと模索していくということであったというふうに思

います。今後の知事のリーダーシップに期待をさせていただきますとともに、私も理解を深め、啓発にしっかりと努めてまいりたいというふうに決意を固めさせていただいております。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。

産業廃棄物の不法投棄対策についてでございます。

昨年、平成27年度に県内での不法投棄の廃棄物量が6811トンと、26年度と比較して約14倍に増加したとの報道がございました。その多くが建設系の廃棄物であり、造成工事に見せかけて不法投棄するなど悪質なケースや、または行政指導に従わないケースも多いとのことですが、平成27年度の不法投棄に対する対応、特に悪質なケースについての処分事例、是正内容について教えていただくとともに、不法投棄の問題はなかなか後を絶たない問題でもあります。未然防止は言うまでもなく、早期発見、是正が重要であるというふうに思われます。今後の不法投棄の未然防止、早期発見、是正に向けての対策について、あわせてお伺いをいたします。

〔渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

**○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆）** 産業廃棄物の不法投棄対策について御質問をいただきました。

産業廃棄物の不法投棄の発見件数、発生量につきましては、減少傾向にありましたものの、ここ最近では横ばいの状態となっております。先ほどの御指摘のとおり、平成27年度には大規模な不法投棄事案も発覚いたしまして発生量が増加したところでございますが、これらの件につきましては、既にほぼ是正済みということでございます。

御指摘のように、不法投棄につきましては早期発見、早期是正が大変重要であるということから、監視指導を強化して、行為者に対しましては行政処分や刑事告発を行うなど、厳正に対応しているところでございます。しかしながら、依然として後を絶たない状況でありますので、本県では、職員の監視指導に加えまして、防災ヘリ、県警ヘリを活用したスカイパトロールでありますとか監視カメラの活用、また、警備会社への業務委託によりまして、

休日も含む間隙のない監視活動を実施いたしますとともに、市町、事業者及び県民の皆様様の御協力と連携により、幅広い監視体制を構築しているところでございます。

具体的に申し上げますと、立入検査に係る市町との協定でございますとか、県内民間事業者等との廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定、こういったものをそれぞれ締結しております。さらに、県民の皆様から広く情報をいただけるよう、廃棄物ダイヤル110番でありますとか廃棄物メール110番などを設けまして、これらの通報制度を広く浸透させるための広報活動や啓発を行っておるところでございます。

県といたしましては、今後とも監視指導を一層強化するとともに、情報提供に関する協定の拡充を図るなど、様々な主体との連携を強化しながら、不法投棄を許さない社会づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔4番 山内道明議員登壇〕

○4番（山内道明） ありがとうございます。

昨年度については最終的にほとんどの事案で不法投棄された廃棄物が撤去され是正されたということでございますので、県民の一人として安心をいたしました。

後を絶たない不法投棄の対策につきましては、県民、団体等からの通報は監視力を高めるという点でますます重要となってまいります。特に、地域によっては身近なところでも発生し得る可能性のあるのが不法投棄の問題であるというふうに認識しております。

また、先日は、全国ごみ不法投棄監視ウィークということがございまして、私は知らない身で大変恐縮なんですけれども、こういった啓発活動にも今後しっかりと、不法投棄を許さない社会づくりに向けて力を入れていただきたいというふうに思っております。

また、通報される方の中には匿名の方もいるというふうに伺っております。様々な理由があるというふうに思いますが、県民の皆さんにとっては、通報

ということに対してはやはり構えてしまうところがあるのかもしれませんが。通報することに対するハードルを下げるような取組や通報しやすい環境づくりも、今後、監視強化に向けて検討の余地は十分にあるというふうに考えております。不法投棄に対する摘発、行政処分成果はそのまま県民の皆さんにとって安心感につながり、通報した人にとっても自信につながるということが重要だというふうに思っております。引き続き環境先進県として、三重の県民力の一つとして取り組んでいただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間が参りましたので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇・拍手〕

○5番（山本里香） こんにちは。日本共産党、四日市市選出の山本里香です。30分の質問時間、走ってまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

通告をいたしました内容に沿って質問をさせていただきます。

まず、伊勢志摩サミットでは、私どもは要望書も提出し、問題点の指摘もさせていただいてまいりましたけれども、数々の問題もありながら、今となっては終わりました、笑い話も数々出ております。地域の方の期待と協力を得て日程を終えました。地元の皆さん、県職員の皆さん、かかわられた皆さんの御苦労は大変なものだったと思います。伊勢志摩サミット推進局では倒れられた方もあったように聞いております。終盤では知事のお顔にも緊張が走って、いつものお元気さとは打って変わってお疲れも感じられたので心配もしておりました。まだまだ残る仕事はたくさんあると思いますけれども、検証もこの後行われるわけですが、県民のためのサミットだったのかどうかということの一つ大きく考えていただきたいと思います。中には、首相のためのサミットだった、知事のためのサミットだったと、そんな声も聞かれています。ぜひ県民のためのサミットだったのかどうかということの視点で

もっても検証をお願いいたします。

ここで、二つのことをお伺いしておきたいと思います。

まず、サミット直前になって、知事も先ほど午前中に申されましたけれども、警備関係の宿泊予約の一部キャンセルが出て、地元はびっくりいたしました。このことについて、大きな穴があいたということが現実だったわけですが、このことの対応をどういうふうにさせていただいたのかが一つです。

もう一つ、サミットにかかわって、国際メディアセンターアネックスを見学させていただきました。なかなかおしゃれなものでした。解体して再利用できるようにつくられているということで、ただ、約28億円をかけてつくって約3億円で壊すということも話題になっております。ところが、これは県は関与できませんので、違うことでお伺いしたいと思います。

県営サンアリーナの本館は片づけが進んでいて、撤収後は指定管理の事業者が外務省より使用料が支払われるということです。そこで、アネックスです。もともと県営サンアリーナの臨時駐車場として使うこともある県有財産の雑種地であります。企業誘致のために用意していると聞いています。外務省がアネックスを建てるために無償で三重県が貸したと聞いておりますけれども、それは本当なんでしょうか。もしこれが有償で貸すということになれば、幾らぐらいの金額になるのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

〔服部 浩地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（服部 浩）** 国際メディアセンターアネックスの建設利用用地の貸し付けについて御質問いただきましたので、御答弁申し上げます。

国際メディアセンターの設置場所につきましては、県が伊勢志摩サミット開催地の誘致に当たりまして、県営サンアリーナをメディア施設候補地として提案していたものでございます。県の提案に応じまして外務省には、国際メディアセンターを県営サンアリーナに設置いたしていただいて、政府広報展示スペース及び三重情報館として国際メディアセンターアネックスを現在の場所に設置いただいたものでございます。

このアネックスが設置された用地につきましては、県が普通財産として所有管理をしているものでございまして、この貸し付けに当たりましては、財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例に基づきまして、これまでも年末年始などに、交通渋滞緩和のため、伊勢地域観光交通対策協議会が行いますパーク・アンド・バスライド等で無償の貸し付けを行ってきたところでございます。今回の設置につきましても、公用に供するものとして認められることから、無償の貸し付けとさせていただいたところでございます。

以上でございます。

〔西城昭二雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

**○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（西城昭二）** 伊勢志摩サミットに関連いたしました宿泊変更に関する対応につきましてお答えをいたします。

今回のサミットでは、熊本地震やオバマ大統領の広島訪問などの影響で警備計画の変更が生じまして、宿泊施設におきましては急遽、宿泊予定であった部隊が来県しなくなったり、あるいは滞在中の部隊が予定よりも早く帰ってしまうというような事態が発生いたしました。

これに対しまして、大規模な宿泊の取り消しや変更があった施設につきましては、経営への影響を緩和するために、ほかの施設との調整による再配宿、宿への配分のやり直しですけれども、などを試みました。それから、部隊単位で行動する警備関係者を分宿、分けてお泊まりいただく、あるいは移動させたりすることは難しく、また、移動元の宿泊施設の了解を得ることも困難でございましたけれども、警察と宿泊予約センター並びに関係者の協力をいただきまして、一部の施設には再配宿を行うことができました。

今回のサミット関連の宿泊業務に関しましては、宿泊の取り消しや変更のあった施設に対しましては、宿泊予約センターと各施設との契約に基づきまして、規定の取り消し料が支払われることになっています。一方、県及び伊勢志摩サミット三重県民会議といたしましては、国の事業であるサミットに関連して、営業補償や損失補償を行うということではできません。

しかしながら、宿泊施設の皆様にサミットへの協力をお願いしてまいりま

した立場として、このような形で御負担をかける事態が発生した施設も含めまして、御協力をいただきました全ての宿泊施設を対象とした今後の集客に向けた取組への支援策や、サミットの資産を生かした地域への観光誘客、これに一層取り組むことなど、今後に向けまして、県及び県民会議としてできる対応策を検討しているところでございます。

今回のサミットに御協力をいただきました宿泊施設には、これらを通じまして一層の経営向上につなげていただければと考えております。

以上でございます。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） ありがとうございます。

まず、県有地を無償で貸したということを伺って、確認させていただいて、かなり残念です。1700万円という金額もさることながら、なぜ強く外務省に言えなかったのか、無償では困ると言えなかったのか。

もちろん、今、規則、そして条例にのっとって、無償にできる、できる規定があるからということで御回答いただいたわけなんですけれども、普通財産貸付申請書には、外務省の伊勢志摩サミット準備事務局長名で、今回サミット開催に当たり、公共性が極めて高い事業であるから無償でと希望をされてこの申請書が出されたということです。

県営サンアリーナ本体だって、それから、志摩市でいろいろ外務省とか防衛省、消防、警察などが借りられている市の持ち物があったわけなんですけれども、それらはみんな同じように、今回のサミット開催に当たり公共性が大変高い事業であるんですが、貸付料を払っていただいている事実があるわけですね。なぜここで県有地である雑種地だけはお支払いいただけなかったのか、どんな交渉だったのかということなんです。

開催の地元へお願いして、大変困った、かなわんという声よりも、多少の不便や厄介は仕方がない、協力できることはしたいという地域の皆さんの声が大変大きいということに私はびっくりしましたけれども、温かさも感じたところなんです。

志摩市の担当者からは、サミットで地域力が醸成されたり、住民の気持ち  
が元気になれたということがあってとてもよかったと、そんな中で、志摩市  
では使用料を無償にと言われたときに、地域の人たちがいろいろあるけれど  
もサミットに協力してくれていると、それ以上、無料で貸し出すことはでき  
ないという姿勢で頑張っ、貸付料をちゃんといただいたというふうに聞いて  
います。

このところで、三重県は何でそれができなかったのかなというふうなこ  
とをすごく残念に思います。サミットで大宣伝してもらったから、今後は私  
たちの頑張り次第だという声も至るところで聞かれる中、先ほどの宿泊の  
キャンセルもぐっとのみ込んで、地域の方々、業者の皆さんの気持ちがある  
わけですから、こういった地域の皆さんの思いを踏みにじらないような、そ  
ういう動きをこれからしていただきたいと強く希望していきます。

知事におかれましては、サミット、サミットと大変だったのでしょうかけれ  
ども、サミット以外の日々の県民生活、しっかり見ていただいているのかな  
と、この2件がありましたことを思いながら私は考えました。

そして、二つ目の質問に行かせていただきます。シャープについてです。

このサミットの問題、サミットが1年間本当に大変だった中で、シャープ  
への補助金、この問題が鴻海の買収ということの中で並行して起こっていた  
と思います。このことで、三重県の中でも右往左往したのではないかと。そし  
て、また、シャープ自身も右往左往していたと思うんですけども、負債総  
額が約5000億円とかという中で、私たちの県税で支払われている補助金がこ  
の負債の返済に充てられていっている事実がここにあるわけなんです。今  
回、シャープが鴻海の傘下に入ると言われていますけど、これは実質、買収  
されたということです。

今年の2月29日に、私は本会議場で、シャープへ平成27年度分の補助金を  
支出するのかどうかという関連質問をさせていただき、廣田雇用経済部長は、  
状況を確認して適切に進めると回答されました。あと一月を残すばかりの  
ときです、平成27年度。その後、どう処理されたのでしょうか。いつどこで

ういうふうを確認していつ支出されたのか、廣田雇用経済部長にお伺いをいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） シャープ株式会社に対する平成27年度分の補助金の交付についての御質問でございます。

シャープ株式会社への産業集積促進補助金の平成27年度分、4億円につきましては、事業所の継続、雇用の確保などの要件が満たされているということを確認の上、交付をいたしております。

以上です。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 確認ができたということで、それは、あと一月を残す本会議場での質問をさせていただいた、あとの一月でされたということの、今、お答えがあったわけです。

実はその29日、ここで関連質問をさせていただいた同日、順調にいったら、買収契約調印かとも言われたこの日なんですけれども、その数日前に偶発債務リストというのが出されまして、それを見た鴻海が調印見合わせを表明し、交渉の延期となったのは多分この日だったと思います。その理由は、偶発債務の中に、地元自治体へもしかすると返済しなければならない補助金が入っていたからなんだと、それも一つだったというふうにも言われています。定かでないが発生をするかもしれない債務というのが偶発債務ということだそうです。かもしれないということは、返還金が発生する可能性があるということなんですよね。

そういうこの一連の流れの中で、3月24日に石垣副知事、廣田雇用経済部長が大阪のシャープ本社へ飛んで行って、雇用の維持や情報提供、県との連携を求めているらしいです。もちろん鈴木知事の命を受けてのことだと思うのですが、この時期、その場所で補助金についてどんな話がなされていたのか、私は大変興味深いです。

三重県として、平成28、29、30年度に4億円、2億円、2億円と、まだ8

億円払い続けることに今のところなっている補助金です。三重県企業立地促進条例には、「認定企業から認定計画に係る事業の全部を継承した企業は、その認定企業の地位を継承するものとする。」とありますけれども、このことも、6月の末に社長が交代されるということで、まだ実質、今のところは宙に浮いている形ですけれども、こういったことが直接新体制の皆さんに確認ができる、あるいはできている、あるいはこれからするのでしょうか。

知事はサミットに向けて東奔西走していらして、毎日のように新聞報道がなされました。しかし、私は、このシャープの問題で知事がどうのこうのされたという報道を残念ながら新聞紙上では見つけられなかったんです。知事はこのことでどう動かれたのか、これからどう動かれるのか、お伺いをしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今回のシャープの件、産業集積促進補助金の関係につきましては、引き続き企業立地促進条例及び施行規則に基づいて適切に対応していきたいと思いますが、どうでしょうか、僕は新聞とかテレビに出ていることしか仕事をしていないと本当に思っておられるんですかね。それから、対外的に報道に載せることができる案件とない案件というのが、全てを報道に載せる、また、報道の皆さんは、僕らが発信したからといって全て報道してくれるわけではないですよ。なので、私が全くサミット以外の仕事をしていないかのような誤解を招くような御発言は控えていただきたいと思いますが、雇用の維持、それから、今回、鴻海とのこういういろんな提携の中で、さらにグローバル企業に発展して地域の活性化に飛躍をしていただくということを期待しています。そのための動きをしっかりしていきたいと思います。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） ですから、ここでお答えをいただきましたかったんです。というのは、一般の皆さんは、県民の皆さんは、やはり入ってくるのはメディアの、新聞とかの記事なものですから、皆さんの中にそういう思いが広がっているのは一部事実ですので、ここで、こうこうやったよとか、言えない部分もあると思うんですけれども、今後こうやってやるよとか言っていただけ

たら、私はとても県民の皆さんが安心されると思います。

それこそ、今、知事は大変いまましい思いを私にされているんだと思いますけど、シャープだけではありませんけれども、シャープへは大変巨額の企業立地の補助金が出ておりますが、元知事が残したレガシーなんですね。規約での設備投資が600億円というのは過去のものとなりました。雇用600人以上であれば条件を満たすということ、これも皆さん、御存じだと思います。知事も御存じだと思います、プロジェクトCです。クリスタルバレー構想とか、何か片仮名がいっぱいあった、この巨大な夢描いた構想のもとにと言いますが、実はこの構想は、90億円、決まってから後でとってつけた構想だったとも。そこら辺のところは、その事実はどうか。

クリスタルバレー構想、プロジェクトCということで、この中にすばらしいことが書いてあります。三重県を世界の液晶生産拠点とするとともに、技術革新などのイノベーションが次々と生まれてくるような生産構造に変革していきます。さらに、内発的、持続的に地域が振興し、一人ひとりの自己実現を図ることができるような、魅力あふれる自立した地域を創造します。すばらしい。これを目指して90億円が出されたのは、その一端だったわけです。

これから経営陣が大きく変わっていくシャープですけれども、名前は変わらず、新しい経営陣はこのことを知っているのかということです。日本で初と言われた巨額補助金、そして、計画総面積240ヘクタールの広大な工業用地はオーダーメイドです。専用と言っている道路網の整備に使われた税金、わかっているのかということなんです。

雇用に関しても、5月12日に鴻海のテリー・ゴウ会長から人員削減の必要性を訴えるメッセージが送られている。だから、知事は雇用の確保をしてくださいと、これからも交渉するとおっしゃっているんですけども、本当に大変な事態だというふうに私どもは思っていますし、日本を代表する企業が90億円も補助金をもらっておいて、設備を売り払ったのが2010年。地元はほとんど恩恵を受けないまま今の事態ですから、応援していた者もがっかりを通り越しています。地元への裏切り行為じゃないか。

三重県が拍車をかけた企業誘致、描いた夢が打ち砕かれていることを三重県としてどう考えるのか、今後、改めて考えるべきときだと思います。シャープへの今後8億円の補助金は、県民感情として私は許せないということをごここで申しておきます。

三つ目の質問に入らせていただきます。

最後にですが、福祉車両の自動車税減免制度についてお伺いをいたします。

三重県では、福祉車両の自動車税、自動車取得税について、身体障がい者が所有する自動車で一定要件に当てはまる場合に、減免申請によって税が免除されます。今回取り上げるのは、家族が運転する場合、専ら身体障がい者の方や介護される方のためという一定要件があるんですけども、家族運転で通院、通学、通所もしくは通勤、自営のため、月4回以上その自動車を使用することとなっているということをご問題視したいと思います。

実際、状態が安定していて車椅子生活をしている場合など、毎週病院に行くことはなく、通学や通勤ということにも当てはまらない状態の方が多々いらっしゃいます。家族がその方の生活を豊かにしたいと、車椅子を乗り込ませる機能のある車いす移動車を利用している場合がこのごろ増えてまいりました。月4回の要件がクリアできずに、税の免除がこの場合はされないんです。

ちなみに、普通車を持ち込み改造して車椅子移動のために8ナンバーをとってれば、この要件はなくて減免が受けられます。最近ではメーカーも福祉車両に力を入れていて、購入代金はかなり高くなるのですが、既製品として5ナンバー、そして8ナンバーの販売がなされております。この場合、8ナンバーは減免、5ナンバーなら減免を受けられないといったことになっています。これは、要件規定が5ナンバーについて適用されるからです。

さらに、自治体でこういった場合の減免については一様ではなくて、愛知県など11県では回数要件なしで、車いす移動車であれば減免されるということになっています。その中には減免の上限額を決めているところもあります。

けれども、その上限額というのが4万5000円となっておりますので、ほぼ全額免除という形になります。

現実、通院は月2回だけでも、車いす移動車で買い物に出かけたり散歩に出かけたりなど、家から家族の方が連れ出すということはとても大切なことなんです。午前中の一般質問の中で、小林議員のほうから福祉用具の利用のことについてありました。それで、大変重度で床にずっと伏せている状況の方は、例えばスロープとかそういった補装具は必要ないから、そこを余り利用されるということはないんだけど、少し介護度の低い方とかで、生活を豊かにするために、安定させるために、安心のために、スロープをつくったり補助具を使われるという方がありますよねという話があったと思います。そこは大変重要なところなんですね。

今回、車椅子の乗り込める福祉車両も、そういった大変な重度ではないけれども、自分自身での歩行が困難だというような方がいらっしゃる中で、とてもとても生活の向上のために大切なことだと思うのです。

在宅介護が推奨されています。そして、家族介護が求められているんです。そんな中で、障がいを持たれた方や介護が必要な方がこういったものが必要だと思うんです。高齢者、障がい者の方の生活を豊かにして、そして介護する方の家族の負担軽減という意味でも、月数回の要件をなくすことこそ今必要なのではないかというふうに思いますけれども、いかがお考えか、お聞きをしたいと思います。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 福祉車両の自動車減免制度についてお尋ねがありました。

三重県では、身体障がい者に係る自動車税の減免制度は、身体障がい者の社会参画の促進のために設けられているもので、障がい者御本人が運転する自動車については、障がいの等級のほかには特段の制限を設けず減免の対象としております。

一方、先ほどお話がありましたように、御家族等が運転する場合は、専ら

身体障がい者のために使用していると判断できる月4回以上の通学、通院等を要件としております。また、車椅子の昇降装置など特別の仕様により製造された自動車等についても、別途減免の対象としております。

県では、家族運転の要件を確認するため、通学や通院に係る証明書を提出していただいたり、車椅子の昇降装置など車体の構造による減免を判断する際には、車検証により車いす移動車等と記載されている特殊用途車であることを確認しております。

身体障がい者に係る自動車税の減免については、自動車税を納税していただく方との課税の公平、適正の観点から、このような一定の制限を設けているものであり、制度運用上の公平性を考慮した規定であることを御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） しゃくし定規なお答えだったと思います。専ら車椅子利用者が使用するという中に通院、通勤などという規定があるわけですが、通勤、通学が月4回以上、通勤、通学、通院じゃなくても、社会参加のためにその車を使うということはあるんですが、それを求めているんですね。それは考えられていないというのが今の三重県の考え方なんです。

車椅子移動が必要だから、60万円も90万円も追加した金額で、その福祉車両で車いす移動車という既製品でつくられている8ナンバーの場合は文句を言わずにこれは減免が受けられるんですが、5ナンバーでも車いす移動車というものがあるわけなんです。それは、車いす移動車というのはきちんと車体で確認できるわけなんですけれども、車検証でも、60万円、90万円も追加した金額で車両を購入しているんですから、車椅子移動に全然使わないわけではなく、必要なものだから購入をされるんだと思うんです。

月にちょっとだけ、1回だけとか2回だけのときに、どうしてもそのためだけにということじゃなくて、もっといろんな形で、通勤とか通院、そういうこと以外にも使って、豊かに身体障がい者の方や介護をされる方の生活を送らせたいという家族の思いがそこにあるわけですから、例えば税の公平性

という中で、そういったうそ八百を言ってごまかして脱税をしようなんていうこととは全然違うと思うんですね。金額を上乗せして車いす移動車というものを買っているわけです。たびたび必要だから使っている。

高齢者の方や体の不自由な方のニーズに応じて、ここずっと福祉車両というのが増え続けています。特にメーカーで製造され販売された台数は、軽自動車、普通自動車含めて、福祉車両という中での車いす移動車に限って数を見ますと、2001年に1万2279台だったのが、2015年には3万8935台となっています。これは、やはりニーズがあって業者もそれをつくるようになって、そして、有効に働いていることだと思うんです。これ、1年間の売上数です。この中には8ナンバーもありますから、これら全てに減免せよと、既に減免されているものもこの中にあるわけです。

時代は動いていて、車椅子であってもアクティブに生活することへの意義の高まりや、高齢化による車椅子人口の絶対数が増加、そして、在宅介護を、先ほども言いましたが進めています。福祉タクシーの利用など、予約制やその絶対量の足りなさから、大変現実性が乏しいんです。そういう中で、愛知県では要件なしにしている。三重県の要件規定は時代遅れだと。例えば2001年ごろならこういう要件も、もしかしたらあったかもしれないけど、今、やはり時代遅れになっているんじゃないでしょうか。

税の減免ですから担当は総務部ということになるわけなんですけれども、福祉施策の一環でもあるので、健康福祉部とも連携して、福祉の目線でもってぜひ検討していただきたいと思います。

アクティブ・シチズンという言葉が三重県でもよく使われ、幸福実感日本一、私たちは、三重県はそれを目指している。これから遠のいていくのではなくて、これに近づいていく施策をぜひぜひ考えていただきたいと強く強く要望いたします。私の本日の質問とさせていただきます。終わります。

(拍手)

○副議長(日沖正信) 7番 倉本崇弘議員。

[7番 倉本崇弘議員登壇・拍手]

○7番（倉本崇弘） 大志、桑名市・桑名郡選出の倉本崇弘です。

議長のお許しをいただきましたので、早速、質問をさせていただきたいと思えます。

まず1番目として、桑名市総合医療センター新病院整備事業についての疑惑についてお伺いをしたいと思います。

本事業については私自身も大変思い入れの強い事業であり、知事も一番最初の知事選挙の際に、総合医療センターの前身となる病院への支援、合併への支援というものも公約の中に入れていただき、今まで着実に実施をしていただき、推進をされてきた事業であると思っています。まさに、県の地域医療再生基金なくしては推進できなかった事業であり、大変感謝をいたしているところでもあります。当然、私もこの事業に対して、反対どころか推進の立場をとり続けてまいりました。そして、現在においても一日も早くと思う、こういった事業であります。

しかし、ここ1年ほどの状況を見てみると、新病院整備が円滑に行われ、そして、その後の病院経営、地域医療の体制が盤石になる状況にあるかといえば、それは言いがたく、しかも、残念ながら、新病院の建設という人質をとられ、誰も物が言えない、苦言を呈することができない、こういった状況になってしまっているのではないかと大変危惧をいたしております。私自身、今回のこの質問をするには大変な覚悟を持って通告をさせていただいた次第でもあります。

（パネルを示す）本事業については、約143億円で事業がスタートをし、その後、桑名市によって増額をされ、ようやく工事着手にこぎつけた事業であります。工事着工後、なぜか桑名市が約26億円の予算を増額した、こういった事業であります。

しかし、最終の予算増額は桑名市議会臨時会においても工事着工後の予算増額であり、工事着工前から建設業者との間で約束がなされていた増額だったのではないかと、こういった指摘もされています。そういった中にありながら、なぜ桑名市議会は議会を通してきているのかというと、工事が着手され

ているからということであるとか、あるいは今まで推進をしてきたのでなかなか反対できないといった事情の中で議会も通ってきた、こういった状況になっています。

では、この事業に対して誰も何も言うことができないかといえ、私はそうではないと思っています。本事業は地域医療再生基金を投入した事業でもあり、この事業が着実に推進をされることは県にとっても必要不可欠であり、地域医療にとって大きな役割が期待されている事業であります。県も予算投入をしているわけですから疑惑を払拭しなければならない、こういうふうに私は思っています。そういった点において、県の果たすべき役割は極めて重要である、こんな認識を私は持っています。

また、この事業に関連して桑名市議会でも指摘がなされていますが、桑名市とのパイプ役として、前の桑名市長のもとで副市長を務められていた人が理事に就任をされていましたが、その理事がパイプ役として指名されているにもかかわらず、桑名市長と約半年間会うことができなかつたとか、また、同じ理事が退任に際して、理事会で一度再任をするということが大筋了承をされたにもかかわらず、数日間の間に、恐らく桑名市からの何らかの申し入れによって退任に変わったという、手続的にはどうなんだろうと思われるものがあります。そういった中でこのような工事契約後の追加工事。

さらに言えば、もともとこの事業というのは、一般的にこういった規模の工事で用いられる一般競争入札ではなく、随意契約で行われています。到底、正常な運営がなされているとはいいがたい状況であると思っています。

そこで、事業を整理してみると、当時、地域医療再生計画（拡充分）の中に定められた計画からは大きな変更がなされていると私は思っています。

ざっとなんです、（パネルを示す）まとめた図ですが、一番左側に記載をされているのが当初の計画であります。当初の計画の中には、新病院を整備することにより桑名地域における安定した医療提供体制を確保する、つまり、病院をちゃんとつくりますよと、そのための計画が左側の計画であったわけです。しかし、それが、工事契約を結ぶ段階になると、桑名市によって

予算が増額をされ、そして、当初計画の中では全体計画の中に記載をされていた手術室の機器を整備する事業費というのが抜けているんです。これは、点々になっている部分は工事契約の時点では予算化をされていません。その後、本年の1月に市議会の臨時会を開いて、手術室の機器を含む予算を改めて議会にかけたということでありまして、つまりは、当初計画では1本の事業であったものが今現在では二つの事業に分けられてしまっている、こういった状況になってしまっています。

仮に、こちらの本体部分といいますか、最もメインとなる事業が着実に実行されたとしても、これでは新病院の病院としての機能が十分でないんです。つまりは、手術室の機器がないわけですから、病院の建物はできたけれども手術は行えない、そういった病院になっています。これが着実に実行されれば問題はないのかもしれませんが、このように二つに事業が分けられている。

こういった状況をつくり出しているというのは、県にとっては当初計画はこれですから、当然、この計画が実施されれば病院はきちんと機能をするという状況である。恐らく、今まで、私が指摘をするまでは、単純にここの計画の上に桑名市が予算を上積みしていたというイメージだったと思うんですが、実は、これは上に単純に積んでいるわけではなく、予算額を、全体額を抑えるために、一部の事業については別建てにして、ある意味においては隠しながら工事契約につなげたという、こういったことになっています。私は、この部分はしっかり県としてもチェックをすることが必要であると思いますし、ここを突破口に、ひとつ整理をする必要があると思っています。

以上の点を申し上げ、桑名市議会をはじめ、疑念を持たれている本事業について、県として、当初計画からの変更という点でチェックをする必要があると思いますが、所見をお伺いしたいと思います。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 桑名市総合医療センターの新病院整備につきましてお答えいたします。

県では、全ての県民の方々に安心して住みなれた地域で必要な医療を受け

ていただくことができますよう、地域の医療提供体制の整備に係る様々な取組を行っているところであり、平成21年度からは、三重県地域医療再生計画などにに基づき、医療機関の施設設備の整備に対する助成を行っているところでございます。

このような中、桑名地域につきましては、二次救急医療機関の機能を強化するため、当時の桑名市民病院と山本総合病院を再編統合し、桑名市総合医療センターを整備することを三重県地域医療再生計画に位置づけ、三重県地域医療再生基金により、合計で約30.3億円の助成を行っているところでございます。

この助成は、桑名地域の医療提供体制を確保する観点から、提案を踏まえて事業計画全体に対して行っている補助事業でございまして、個別の設備整備などの詳細を規定して行っているものではございません。ただし、何でもいいかというわけではもちろんなくて、事業内容の変更によりまして、地域の医療提供体制の確保に影響を及ぼし得るという場合には、計画変更などの手続について個別に対応することとなっております。

ちなみに、御指摘の手術機器が具体的に何かはよく承知しておりませんが、当初から、必要な医療機器の整備については計画の中にあつたと承知しております。

なお、本事業も含めまして、この地域医療再生基金事業につきましては、事業実施主体に定期的に実績報告を求めておりまして、県といたしましては事業の進捗管理に努めているところでございます。

以上でございます。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございました。

多分、医療対策局長がおっしゃっている今御答弁いただきました部分というのは、（パネルを示す）ここの部分ですよ。ここの、一番最初の当初計画の部分ではきちんとなっていましたよということをおっしゃっていると思います。私も、チェックが甘かったとか、そういったことを言うつもりは一

切なくて、ここではしっかりとチェックをされていたんだろうと思っています。

しかし、その後、桑名市が上に予算額を単純に積んでいっているだけだと思っていた事業が、ある日突然、少なくとも工事契約を結んだ時点では、手術室の機器の部分がごっそり抜けているんですね。これ、点線にしていまして、予算の中には含まれていないんですよ。工事着手をした時点では含まれていなくて、いつの間にか、勝手にというか、事業を別建てにしてしまっているということでもあります。

これは、地域医療再生基金の交付要綱に定められている、大きな変更がある際には知事に対して承認を求めなければならないという規定に反しているとは思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 若干一般論っぽいお答えになりますけれども、地域医療再生計画以降、事業を実施しながら、仮に、より機能の一層の強化を図るため、事業実施主体が独自に御判断をいただいて、そして、追加的に機器整備等を購入されるのであれば、これは当然、地域医療再生計画及び同再生基金の範疇外ということになりますので、県としてチェックをしていくというものではないと考えております。

以上です。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） それは、恐らく、上に積んでいくというか、事業をよりよくしていくために市が予算を上積みしてやるというのは、それはどうぞやってくださいということだろうと思うんですね。

ところが、工事が着工した時点でよりよい状態になっているかという、手術室の機材が一切合財全くなっているんですね。箱だけつくって、手術室そのものはつくるけれども、機器については後ほどということになっていて、予算が抜けているんですよ。そのままそれを実行するというのは私は問題があると思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 具体的な機器名でお話ししないと

なかなかかみ合わないところがあるかと思いますが、私が把握している限りでは、今回の追加投入の部分については、高額な放射線の治療機器というふうに伺っておりまして、それは、当初に計画されたものに上積みして、より一層の機能強化を図るために整備しているものと承知しております。

以上です。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） そうすると、医療対策局長の答弁によりますと、よりよいものであれば、それは新たにチェックをする必要性がないということですよ。ですので、そうではない状況が仮に判明したら、県としても何らかの調査なりはする必要があるという認識でいいでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 繰り返しになりますが、当初の地域医療再生計画、その内容に変更があり、そして、地域医療の提供体制に影響を及ぼし得るというものにつきましては、計画変更等の手続で対応していくという必要があると考えております。

以上です。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） これ以上は申しませんが、私は、かなり大きな変更があると、少なくとも市の担当者に説明を求めた際にはそういった説明を受けましたし、恐らく、それで間違いないんだろうと思います。私も後ほどまた改めて確認をさせていただきたいと思いますので、また新たな情報がわかりましたらお話をさせていただきたいと思います。

それでは、次に、2番目のみえ公共施設等総合管理基本方針についてお伺いをしたいと思います。

この基本方針によると、大幅な改修及び建てかえが今後40年間で約229億円、そして、現在の普通建設事業費が約148億円ですから、1.5倍の予算が必要になると、こう記載をされています。単純に考えると、このままでは県財政はなかなか厳しいということを示している数字であると認識をしています。

このような中で、基本方針の個別計画を見てみると、具体的な対策がなさ

れているかという点では、十分な道筋はまだまだつけられていないんだろうと私は思っています。まず、現状認識をしっかりとってもらうということが必要であるということは私も十分認識をいたしますが、しかし、その先の具体的な道筋をつけていくということも同時に重要なことではないか、こんなふうに思います。

そこで、個別計画の中でも記載をされておりますように、長寿命化であったり、あるいは計画的な修繕を行うことが問題解決の第一歩であると、このように思っています。現在の財政負担を軽減することによって将来へ大きな負担を回してしまうということは、決してしてはならないと私は思います。

そこで、午前中にも議論がありましたような維持補修費については、少なくとも一定額をしっかりと確保する必要があると思いますし、そうすることが、県の将来、そして県の財産の将来を守ることに繋がっていくと思います。さらに言えば、できれば具体的な数字を示し、幾ら維持補修費が必要で、その総額のどの程度、現在確保できているのか、そして、このままの計画でいくと大規模な改修等々ほどの程度抑制できる見通しなのかということ、一定示していくことが重要なのではないかと思います、以上のことについて所見をお伺いしたいと思います。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） みえ公共施設等総合管理基本方針と維持補修についてお答えさせていただきます。

施設更新や維持管理に係る経費の縮減を図るため、これまで県では、公の施設について指定管理者制度の導入を図ったり、老朽化した職員公舎について集約化や規模縮小を図ってまいりました。また、役割を終え不要となった県有施設を廃止し、売却を行うなど、県有資産のスリム化を進めるとともに、施設の耐震化工事と大規模修繕を計画的に進め、施設の長寿命化についても対応してきたところでございます。

さらには、平成27年3月に、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、所有する全ての公共施設等の現況を把握し、長期的な視点をもって、更新、

長寿命化等の基本的な方針を定めるみえ公共施設等総合管理基本方針を策定したところです。

この基本方針を受けまして、本庁舎及び地域総合庁舎について、平成28年3月に本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画を策定し、適切な点検、診断、修繕等を行っていくメンテナンスサイクルと、建物や設備の損傷が軽微なうちに修繕を実施していく予防保全の考え方を導入していくことにより、庁舎の一層の長寿命化や、御指摘されておりました維持管理コストの削減に取り組むこととしたところでございます。また、他の公共施設についても同様に、平準化、縮減を図っていきたいと考えております。

予算上の対応といたしましては、これまでも施設の老朽化の状況及び施設の目的を勘案し、県民の安全・安心の確保に必要な維持修繕に適切に対応してきたところであり、今後も、例えば、未利用財産の売却等による収入の確保に努める一方、歳出についても、厳しい選択と集中をより徹底していく中で、真に必要なものにつきましては、先ほどの予防保全も含め、適切な対応を行えるように努めてまいりたいと思います。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

予防的という点で、しっかりと予算確保をしていくということが大変重要だと私も思っております。各建設事務所等々も見てみても、なかなか十分な予算が確保できていないというのが実情であると思います。そうすると、先ほどおっしゃっていた予防的という部分で、現状、県全体の財政が厳しい中で大変苦勞をされているということは重々承知しておりますし、なかなか厳しいということもよくわかっているんですが、その上であえて申し上げさせていただいておりますけれども、できる限り予算を確保することが、将来へ財産をしっかりと受け継いでいくということにつながっていくんだろうと私は思いますので、しっかりと予算確保をしていただければと思います。

次に、3番目の質問に移らせていただきたいと思います。

3番目は、小・中学校の教員配置についてお伺いをしたいと思います。

(パネルを示す) このパネルをちょっとごらんいただきたいと思いますが、なかなか数字が細かくて見づらんですが、50代より上の方についてはかなり人数がいらっしゃるんですね。今現在、教員の確保が、そこそ数がそろっているという状況であります。これが40代になると、合計でも100人台とかという数がちらほら見えるようになってきます。それよりも上の世代の方々というのは、100という数字は見られないと思いますが、このように、正確には40代以降ということなんだろうと思いますが、50代の先生というのは割と数がそろって人数がいて、それ以降の世代が県全体として手薄になってきていると、こういった状況であります。

この年齢構成の中で、これは、実際に市町教育委員会、教育長にお伺いをしても、将来、教頭、校長の候補となり得る人材を、かなり早くから、今から育成していかなければならないという大変な危機感を持っているようであります。これは、将来の学校現場を支えていく大変重要な人材になっていくと私も思います。このような点を県教育委員会としても放置をしておくと、将来、学校運営をリードすべき人材が不足をするという事態も考えられます。

そういった点から抜本的な対策を今から講じていく必要があると思いますが、その点についてのお考えをお示しいただければと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長(山口千代己) 小・中学校の教職員配置についてお答え申し上げます。

小・中学校の教職員の年齢構成につきましては、県全体で、50歳代が約37%を占める中、40歳代は約24%となっております。将来、学校運営のリーダーとしての活躍が期待されるミドルリーダーを幅広い年代層から育成していくことが必要であり、また、管理職については広域に適正配置をしていく必要があると考えます。

こうした中、管理職の選考試験におきましては、各校長から男女各1名であった教頭候補者の推薦枠を、平成26年度から女性は2名まで推薦できることといたしました。さらに、本年度からは、男性2名、女性3名まで推薦で

きるように拡大するなど、これまで以上に女性や若い世代からの管理職登用も視野に入れながら、見直しを進めています。

また、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、平成27年度から、教頭業務の一定部分を担い、校長と教頭を補佐する主幹教諭や、教員の資質向上、授業力の向上に向けた指導助言を行う指導教諭を配置するなど、ミドルリーダーとしての学校運営への積極的な参画を促しているところでございます。

こうした改善に加え、学校内での主任の経験や教育委員会事務局との人事交流など、中期的な視点での取組も進め、今後も市町教育委員会との連携を密にしながら、教職員のキャリアビジョンを考慮した育成と適正配置に努めてまいります。

以上でございます。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございます。

いろいろな取組をしていただいているということで十分理解をさせていただきました。今後も、ぜひ中期的な視野に立ってしっかりと取組を、いろんな新たな取組を含めて行っていただければと、こんなふうに思います。

次に、教育の機会平等についてお伺いをしたいと思います。

親の所得格差によって教育格差が生じてはならないというのはごく当然のことですが、現実的には、まだまだ思いもよらぬところで教育の機会が失われてしまっている場面が残念ながら残存しているというのが実情であると私は思っています。

これは、（パネルを示す）いろいろな保護者の方から、高校入学時にかなりお金がかかって困るんだよねという、そういったお話をお伺いしましたので、教育委員会のほうにお願いをして、北勢地域の県立高校の実情を調べさせていただきました。

この資料によると、10万円ぐらい入学時に経費がかかっています。この経費がかかっているという部分で、負担を軽減する制度としては一体どんなも

のがあるかという、高校生等奨学給付金制度であったりとか、日本政策金融公庫の行う教育一般貸付、こういったものがこういった経費にも充てられるとのことでありますが、いずれにしても、こういった政策、メニューというのは、生活保護世帯、あるいは非課税世帯が対象となっています。

一気に10万円程度のお金がかかってくるというのは、非課税世帯にはなっていないけれども、かなり厳しい御家庭にとって大変大きな負担であり、このことによって機会の平等が失われてしまうんじゃないかという危惧を私は持っています。

そこで、入学時の経費等について、何らかの軽減措置、特に、非課税世帯にはなっていないけれどもという世帯の方々に対しての支援という点で、お考えがあればお示しをいただければと思います。

○副議長（日沖正信） 答弁は簡潔に願います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 県立高校入学時の経費負担についてお答え申し上げます。

議員からも指摘がございましたように、高校生等奨学給付金につきましては、国のほうから、あるいは県が、一定の条件のもと3分の2をもって給付しているところでございます。そして、高等学校等修学奨学金につきましては、支度費として、4万円から8万円、5万円から10万円と、国公私立によって分けて一時支度金を貸し付けているところでございます。県立高校の入学時には、各校が様々なあっせん物品をしておるところでございますが、今後、この物品あっせんにつきましては、保護者負担軽減の視点からも、選定に際しましては合理性及び透明性を図るとともに、生徒及び保護者の十分な御理解を得られるよう、各学校において学校諸費等に関する取扱い要領の遵守を周知してまいります。

以上でございます。

〔7番 倉本崇弘議員登壇〕

○7番（倉本崇弘） 御答弁ありがとうございました。ぜひよろしくお願いを

いたします。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（日沖正信） 8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○8番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。

伊賀市選出、草の根運動みえの稲森稔尚といたします。

早速、質問に入っていきたいと思います。

まず、県民参加による総合的な治水対策について質問をいたします。

近年の豪雨災害をもたらす傾向として、特に、時間雨量が50ミリを上回る豪雨が全国的に増加し、雨の降り方も、局地的、集中化、激甚化しています。また、三重県でも、最近10年の、猛烈な雨と言われる80ミリ以上の雨なんですけれども、30年前の10年間に比べて、3.8倍になっているということです。

それに伴って、治水政策の流れは、どのような洪水であっても人命が失われることを避けることを最優先に、床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避けることに転換されつつあります。これまでの、河道内で洪水を安全に流下させるための治水ダム建設や河道掘削だけに頼り切るのではなく、ハード整備はあくまで基軸となる基幹的対策と位置づけ、河川の流量を抑制する森林や水田の多面的機能を生かした流域貯留対策や、土地利用の規制や耐水化建築、浸水が想定される住宅のかさ上げなど氾濫原減災対策、そして、過去の水害履歴の情報共有や防災教育、防災訓練などを通じた地域防災力の向上、それぞれが補完して、複合的に関与し合う総合的な治水対策が強く求められております。

まず、治水対策における基軸となるハード対策として、県内の河川整備の進捗率と、今後どれだけの期間を要するのか、お伺いをしたいと思います。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、河川整備の状況についてお答えをさせていただきます。

県が管理する河川のうち、沿川に人家や農耕地などの保全すべき施設があり、整備が必要な区間は、310河川、約1180キロメートルあります。このう

ち、これまでに整備が概成したものは74河川で約460キロメートルとなっています。

全ての河川の整備が完了する時期については、未整備区間も多く、また、事業内容も社会情勢の変化に応じて変わることなどから現時点での算定は困難ですが、過去10年間の年平均整備延長が2キロメートル弱であることから、相当年数がかかるものと考えております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚）　すぐ計算できないので、相当年数って何年ぐらいか教えてください。

○県土整備部長（水谷優兆）　あくまでも暫定的というか、過去10年間での平均整備延長約2キロメートルというものと、残っています整備すべき区間を割った年数でいきますと、300年を超える年数となっています。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚）　300年かけて、引き続いて、伊賀地域も水害の多い地域ですから、ハード対策、河川整備も含めてしっかりやっていただきたい、それはもちろん大前提なんですけれども、だからこそ、複合的な、補完し合うような、総合的な治水対策が求められているという立場で何点か伺っていきたいと思います。

まず、田んぼダムについてというパネルを出させていただきたいと思います。（パネルを示す）

田んぼダムなんですけれども、田んぼの排水口に、排水管より小さな穴のあいた調整板などを取りつけるだけで簡単に取り組むことができるということで、ダムというよりは簡単な遊水池のような機能を、水を逃がすというような機能を果たしていくもので、河川の流量を抑制したり内水氾濫を抑制したりという効果があるというふうに言われております。（現物を示す）これが実物なんですけれども、これをかちゅとやって、ここから水を流すようなものなんですけれども。

この田んぼダム、水田貯留というふうにいるんですけども、河川への流量や内水氾濫を抑制する対策として、新潟県等の先進事例も踏まえ、その効果をまずどのように評価しているか、見解を伺います。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 議員から今御紹介がありましたように、水田そのものは従来から、いわゆる農作物の生産物のほか、水をためる機能という、田んぼそのものがあるわけですが、そこへ踏まえて、排水口に調整板を設置して田んぼダムにすることによって、降った雨を一時貯留して徐々に流すことにより急激的な水位の上昇を防ぐとか、あるいは農作物の浸水を防ぐとか、さらには地域全体の洪水軽減につながるというような期待がされているというふうに思っています。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） この田んぼダムの取組も、職員提案から三重県では生まれてきたということで、津農林水産事務所で今年度モデル的に取り組まれようとしておりまして、三重大学と連携してその効果を検証していこうということなんですけれども、既に新潟県なんかはほとんどの市町村で実施をされていて、かなり大きな面的なものになっているということなんです、三重県としてもこれを積極的に力強く推進していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 議員、今御紹介がありましたように、昨年度から津市をモデル地区にして田んぼダムの取組を進める中、若手の職員を中心として、先進地である新潟県、兵庫県なども見てまいりました。

その調査結果としまして若干紹介をさせていただきますが、調整板の設置によって営農への支障は少ない、また、上流で取り組むほど効果が大きいというようなこともわかってまいりました。ただ、一方で、やはり取り組んでいただく農家には一定の作業負担がかかるということから、その恩恵を受けてもらえる地域全体の協力体制がちゃんと必要だというようなことがわかってまいりました。

そこで、今年度はこうした調査をもとに、田んぼダムの取組に積極的な、

意欲的な津市の2地区で71ヘクタール、具体的には、牧町31ヘクタール、安東町40ヘクタールですが、そのところにおいて、三重大学と連携しまして、洪水の被害防止効果や取組農家の作業負担などを検証していくこととしています。

また、今後は、田んぼダムの取組結果などを十分に踏まえながら、例えば、用水路の維持管理とか農道のり面の管理に対して、いわゆる農地の保全に向けた集落の共同活動を支援する制度としまして、多面的機能支払交付金、国の制度ですが、こういったものも新潟県等はしっかり利用しておりましたので、活用をしながら、地域でしっかり取り組んでいきたいという意欲的なところにはこういった紹介をしながら、支援してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） この田んぼダムの取組なんですけれども、膨大なお金も期間も要する、300年かかると言われている河川整備に比べたら、まだまだささやかなものかもしれないんですが、水田が持つ多面的機能を生かして、住民の身近なところで防災意識を高めていくという上でも非常に大事だと思うんですけれども、河川の流量を一定抑制したりという効果が見られる中で、県土整備部長の立場として、田んぼダムについてどういうふうな感想を持っているか、もっと感謝してもいいような気はするんですけれども、流量を抑制していくという意味でいかがでしょうか。

○県土整備部長（水谷優兆） 河川への負担を軽減できるという効果が得られるものであれば、進めていただきたい取組であると考えています。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） それでは、次に行きたいと思います。

これまでのハード対策のみを重視していくという治水の考え方は、水害に備えるという県民の日常生活から、物理的にも心理的にも遠いところで、しかも、行政がやってくれるだろうという、ややもすればそんな意識を生み出

してきていたのではないかというふうに思っています。私は、水害に対するリスクや河川そのものを、より県民生活の身近なところで意識をしていくということが何よりも重要であると考えています。そして、水害に対するリスクが身近なものとして情報共有されていくことこそが地域防災力の向上につながるのではないかというふうに思っているわけなんですけれども、そこで2点伺います。

改正水防法、昨年、水防法が改正をされまして、これまでの想定していた浸水区域の見直し、そして、想定し得る最大規模の洪水に対して、区域を拡充していった避難体制の充実強化、これが図られることになりましたけれども、県としての取組について伺いたいと思います。

また、先人たちから学んでいくということも大切です。過去の水害履歴を知って、それをさらに後世に伝えていくということが必要だと思いますけれども、三重県における水害履歴の調査と県民との情報共有、どのように行われているか、2点伺いたいと思います。

**○防災対策部長（福井敏人）** 2点目の過去の水害履歴の県民への情報共有のほうをお答えさせていただきます。

地域防災力の向上のためには、過去に県内で起こりました水害をはじめ、大規模災害の記憶や記録を収集した上で、これらの情報を共有いたしまして、地域の防災学習等で活用していくということは極めて重要であるというふうに思っております。

このことから、みえ防災・減災センターでは、平成26年度から災害の記憶や記録を収集いたしまして、みえ防災・減災アーカイブの構築を進めておるところであります。このアーカイブにおきましては、昭和東南海地震に関する情報のほか、伊勢湾台風をはじめとする風水害に関する情報について、体験手記や記録などの資料を収集、公開をしているところでございます。今年度につきましては、紀伊半島大水害の発生から5年を迎えるということで、紀伊半島大水害に関する情報の収集に取り組んでいるところであります。

今後とも、県民の皆さんに過去の記録を知っていただくことで今後の災害

への備えにつなげ、地域防災力の向上に努めていきたいと考えております。  
以上です。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 改正された水防法への対応でございますが、想定し得る最大規模の降雨に対応した浸水想定区域図の策定については、今年度より着手したいと考えております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○**8番（稲森稔尚）** 今日は質問はしませんが、そういう浸水想定、それと土地利用のあり方も、ぜひ今後考えていっていただきたいというふうに思っています。

（パネルを示す）こちらをごらんいただきたいんですけども、兵庫県や滋賀県では、県独自の流域治水条例を制定して、これまでのハード対策に加えて、流す、ためる、とどめる、備えるという治水対策への転換、超過洪水に備えた流域治水、被害を最小限に抑えるためのハード・ソフト両面での総合治水対策を進めているところです。また、そのような先行する取組に沿うように国土交通省が、（パネルを示す）こちらを見ていただきたいんですけども、今年1月公表した新たなステージに対応した防災・減災のあり方の中には次のような指摘があります。

最大クラスの大雨等に対して施設で守り切るのは、財政的にも、社会環境、自然環境の面からも現実的ではない。また、比較的発生頻度の高い降雨等に対しては、施設によって防御することを基本とするが、それを超える降雨等に対しては、ある程度の被害が発生しても、少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しないことを目標とし、危機感を共有して、社会全体で対応することが必要であるというふうになっています。

それらを踏まえてお伺いをいたしますが、県土整備部や農林水産部、防災対策部など、部局横断的、そして、県民参加による総合治水対策を推進していくということに対して、県の考え方を聞かせください。その上で、全体計画として、より県民にわかりやすいような計画の策定や条例制定も検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 先ほど議員がお示しいただいたのは、滋賀県の流域治水条例の参考資料と思うんですけども、その条例については私どもとしましても内容の確認をしております、その条例の目的、定義、基本理念及び県の責務につきましては、おおむねみえ県民ビジョンの中に含まれておるものと考えております。

また、その中にあります県民の責務でありますとか事業者の責務等につきましても、その趣旨についてはみえ県民ビジョンの中にも含まれておりますし、都市計画法、あるいは開発等に関する技術基準等の中にも趣旨については含まれておるものと理解をしております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○**8番（稲森稔尚）** 含まれているんですけども、滋賀県ももちろんそういう総合計画なりいろんな計画の中に、それぞれこれまでもやっていたものは当然あるかと思うんですけども、やはり遠いところでこれまで治水が行われていたり、あるいは河川が存在しているという中で、それぞれやっていることを部局横断的に、県民の皆さんに対してわかりやすいスキームとして示していくということが大事だと思うんですけども、全体計画なり、そういうわかりやすいスキームをどうやって示していくかということを検討いただけないかという意味合いで、もう一度答弁願います。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 県全体の取組としてやっていくということにつきましては、先ほど言いましたように、みえ県民ビジョンの中に含まれているということで御理解をいただきたいと思っておりますし、また、ハードだけでは無理な部分があるということも十分認識をしており、ソフトのことについてこれから取り組んでいく必要があるということも十分認識をしております、それにつきましてもみえ県民ビジョン・第二次行動計画の中にもうたっておりますし、また、住民等の理解ということについても十分必要性は理解しておりますので、そのような取組についてもソフト対策の中で取り組んでいきたいと考えております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 先行してやっているところを調査されているということですが、ぜひ、直接行って、聞いていって、調査研究をしていただきたいなと思います。直接行かれてはいないですね。いいですが、ぜひ、その辺、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、介護職員が働きやすい環境整備についてということで、介護職員の不足ということが言われていまして、三重県における有効求人倍率がこの間のニュースで1.39になったと、三重県の雇用が回復してきているんだよということをお示しいただいていましたけれども、介護分野の有効求人倍率はといいますと、平成27年の合計で、1年間を通じて3.17という数字です。有効求人倍率が高まれば雇用がよくなったとも言われるんですけども、介護職員に関しては、介護現場に関しては、それを通り越して深刻な人材難にあるのではないかというふうに思います。

介護の需要が最もピークを迎えると言われてます2025年にどれぐらいの介護職員が不足してくるのか、端的にお示しいただきたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 介護人材の不足につきましては、厚生労働省が介護人材需給推計というのをやっております。それで、本県につきましては、2025年、介護職員全体の需要見込み数が3万6000人程度なんですけれども、その中で3604人の介護人材が不足すると、そういう推計になっております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 介護人材の不足を解消していくためにはやはり、今日も議論がありましたけれども、低賃金の問題、重労働という問題と、いろいろ課題はあって、そのことを解決していくということが求められるんですけども、その中でも、介護記録や介護の各種申請書類の多さについて今日は伺いたと思います。

一つの介護サービスを行うにしても、介護サービス計画に始まって、その後の記録、それから給付請求書や各種加算にもそれぞれの届出や記録が必要で、苦情や事故の記録や各種マニュアルも含めると、それらの事務負担は膨

大なものになります。万が一、書類に不備があれば監査指導の対象となって、返還金の発生や事業所の取り消しになるということも考えられます。これらの書類の多くは任意の様式になっておりまして、サービス内容についてもどこまで書けばよいのか明確でないというふうな介護現場の声もお聞きいたしました。

事実、厚生労働省も、介護現場における事務負担の多さを問題にしています。塩崎厚生労働大臣は昨年、文書量を半減させるということを打ち出して、事務負担軽減のための予算が、本年度、国の予算として盛り込まれています。

そこで伺いますが、県としてこの事務負担の軽減の必要性についてどういう認識をしているか。また、国はどのような狙いがあるかということをやろうとしているか。県としてもまずはサービス事業者の皆さんの実態把握にしっかり努めていただいて、県としてもできるところからぜひ取り組んでいっていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 書類等の事務負担でございますけれども、まず、一定の書類を求められる理由ということがございます。介護保険制度ですけれども、これは、被保険者の保険料、それから税を財源として運営されている公的な制度であるということ、それから、利用者それぞれに即したサービスが求められるということから、その提供内容をしっかり記録すること、これもまた必要ということでございます。

また、居宅サービス事業におきましては、必要なサービス量を確保するため幅広い事業者の参入を認めておりまして、人員基準等を満たせば法人の種類等を問わず自由に参入できるというふうなことでございまして、申請時においては必要な基準を満たしているか、あるいは、その後、監査等におきましてサービスの内容を適正に行っているか、確認する必要があると、そういうことでございます。このため、介護サービス事業所につきましては、記録の作成や提出書類が必要となっているというわけでございます。

ただ、御指摘のとおり、人材不足が深刻化していることで、介護職員が直接処遇に係る業務に専念できる時間が少なくなっているという指摘も事実で

ございます。こうしたことから、国のほうですけれども、限られた人材を有効活用するためにも、例えばICTの活用などにより、業務の効率化や事務作業の軽減が求められており、厚生労働省におきましては平成28年度に、ICT活用によるペーパーレス化等の事務負担軽減や業務効率化に向けた手引の策定を行うことにしておるところでございます。

県の対応でございますけれども、介護サービスに係るこうした記録の作成や保存、事業所指定に係る各種の申請書類等、これは多くは法令等において定められるということが多いということで、国の方針を踏まえて対応する必要がやはりあるのかなと、県独自ではなかなかやりにくいということがございます。

しかしながら、御指摘のようなことでございますので、県といたしましては、介護保険事業にかかわります各種団体との意見交換、いろいろございます、そういった中で、現場の声を収集させていただきまして、好事例等がありましたら紹介させていただくこと、あるいは、適正なチェック体制確保というのが前提でございますけれども、事務負担の軽減につきまして、必要に応じて国のほうへも提言を行っていきたいというふうに思っております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 事務の仕事と介護の仕事って分けることは当然できません。個々の高齢者の皆さんの様子を見ながら記録をして、それを記録として残していったりという書類の作成がやはり必要となってきますので、本来の介護に介護職員の方がより時間がとれるように、小規模事業者の声もぜひ拾っていただきながら、国が半減させるというふうに言っているわけですから、このことをしっかり県としてもやっていっていただきたいなと思います。

それでは、少し趣が変わりまして、知事の政治姿勢についてお伺いをさせていただきます。

参議院議員選挙が投票まで、7月10日ですのでちょうど1カ月になりました。これまでの安倍政治に対して、選挙権年齢が引き下げられた18歳の皆さんも含めて、国民、県民の皆さんが審判を下すということになります。

そこで、三重県の行政のトップである知事として、今回の参議院議員選挙の争点としてどのような課題に注目をされているのか伺いたと思います。また、参議院議員選挙において、特定の候補者を支援する考え、特定の候補者を当選せしめるための行動をとる考えはあるのかどうか伺いたと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 注目をしている争点ということでございますけれども、まず、私は地方の首長という立場でありますので、特定の分野というよりは、県民の皆様の生活、あるいは三重県の未来にかかわる多くの分野をしっかり注視していく必要があるというふうに考えております。他方で、地方創生や少子化対策などの、全国知事会等で重点的に要望を行っている論点や、あるいは自分がお役をいただいている分野などについて、どういう方向になるかは特に注意深く見ていく必要があるとも考えています。

いずれにしましても、選挙においてどのような点を争点と考えるかは、それぞれの有権者の皆様の置かれている環境や関心事項によって違うものであり、それぞれ御判断いただくべきものであるというふうに思っておりますし、それに対して、それぞれの政党や候補者はしっかり説明をしていただくこと、それを期待しております。

それから、争点ということではありませんけれども、先ほど議員も言及されましたとおり、今回から18歳の方々も選挙ができるということですので、若い人たちにぜひ政治参画をしていただいて、多くの若者に投票に行ってもらいたい、そのように思います。

それから、参議院議員選挙への対応でありますけれども、今回の参議院議員選挙のみならず、国政選挙へのかかわりということにつきましては、諸事情を踏まえ、公務最優先という大前提のもと、総合的に判断していくということに尽きると考えております。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） お答えをいただけなかったわけなんですけれども、知事

は県民党を掲げて、多くの様々な立場の人の幅広い支援を得て当選をされてきたというふうに思います。今日、報道にもありましたけれども、中日新聞でしたか、載っていましたが、自民党の候補者の決起大会に行かれるということは、これは候補者への支援ではないというふうに考えているのかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今、稲森議員から御指摘のありましたような一部報道のことについては、私は取材でお答えしたことは一切ありません。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 今日は行かれないということですか。

○知事（鈴木英敬） 公務最優先という大前提のもと、諸事情を踏まえて総合的に判断するということです。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） でも、総合的に判断された結果、候補者の決起大会に行くということは、候補者を支援するということではないのでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 受けとめはどうかわかりませんが、私としましては、諸事情を踏まえて総合的に判断するというに尽きるということです。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） いや、こういう答弁拒否はひどいと思います。そうですよ、だって、今日のことじゃないですか。こんなことで問答したくなかったんですけども、決起大会に行かれるということは候補者を支援するということではないんですか。今日の出来事じゃないですか。いかがですか、ちゃんと答えてもらいたいです。

○知事（鈴木英敬） 今日、まだ、私も公務がありますので、事情はどう変更するかもわかりませんし、先ほども申しましたとおり、一部報道にありますようなことに、私はああいう答えをしたことはありませんので、繰り返しになりますけれども、総合的に判断するということです。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 85%を超える県民の皆さんからの幅広い支持を得て再選

をされました。また、同時に、10万票を超える批判票もあります。県民のためのリーダーとして様々な声に謙虚に耳を傾けてほしいというのが多くの県民の願いだと思います。知事は、在任中、県民党という立場を貫くということでもいいのかどうか、最後、伺いたいと思います。県民党を貫くということでもいいのか。そういう立場を貫いてください。いかがですか。

○知事（鈴木英敬） 私が再選させていただいたときの有権者の皆さんの思いとか声というのはしっかり大事にするということに変わりはありません。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） ありがとうございます。

今後の知事の、県民のリーダーとしての活躍に期待して一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（日沖正信） 本日の質問に対し、関連質問の通告が4件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩

---

午後3時15分開議

## 開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、小林正人議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。1番 芳野正英議員。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 四日市市選出、新政みえの芳野正英でございます。

関連質問、実は3回目でございます、なぜか毎回、伊藤健康福祉部長に質問させていただきます。今日も答弁がたくさんあってお疲れのところ、一番初めの9月定例会議の一般質問に言いましたけど、パッションはあるのかというような思いを話させていただいたんですけど、今日、パッションのない御答弁だったので、ここはちょっと食らいつきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

小林正人議員の質問の中で、社会福祉法人改革の分野、この改革に関しまして県としてどのような指導をしていくのかという答弁に、県としても指導、支援をしていくという、ただそれだけだったんですけども、実はこの社会福祉法人改革というのは非常に重大な改革なんです。

ちょっと、冒頭、お話しさせていただこうと思うんですけど、社会福祉法人制度というのは大体65年たっていますけれども、もう一大転換点なんです。しかし、余り国民の関心がないので、皆さん、そういう思いを持たれていないかもしれませんが、社会福祉法人を経営する皆さんにとってみると、まさに大きな制度改革なわけであります。

昨年の4月3日にこの法案の国会提出が行われて、成立が、先ほどもおっしゃっていましたが、平成28年3月31日。一部は翌日の4月1日から施行で、本格施行は来年の4月1日ですけれども、非常に議論も大きいですから国会の中でも継続、継続で、1年かかったんです。これは、知事やほかの皆さんも省庁出身の方なんかだと、異常とは言わないですけれども、異例な法律だったんだなということはわかっていただけたと思います。

私も昨年1年、いろんな社会福祉法人の皆さんから、幾つか、これ、どうなるのや、どういうふうな方向に変わっていくんやとか、こういう分野はどうしたらいいんやという相談を、なぜか私のところいただきまして、厚生労働省に問い合わせをしたりとか、自分も一緒にその中で考えさせていただいたりというようなことをずっとしていたんです。

そもそもその改革自体が始まったのも、一部の社会福祉法人の問題があったからなわけです。施設の経営者が高級外車を乗り回しておるやないとか、

いろんなそういうスキャンダルのなところから始まった部分があるんですけども、三重県は、大きな社会福祉法人も幾つかありますけれども、317ある社会福祉法人の中でも、多くはやっぱり1法人1施設という、非常に小さい、家族でやっているというようなところが多いわけです。そういうところが非常に今不安を抱えながらこの法人改革を乗り切ろうとしているわけでございます。

そういう中で、指導、支援をしていくという紋切り型の答弁じゃなくて、例えば、これ、短期間での改革ですから、せめて今年度、緊急に相談窓口を設けるとか、または、他県ではやっていますけれども、法人改革の制度紹介のセミナーをやるとか、そういった具体的な支援をできないかというのをまずお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 今回の社会福祉法人制度改革でございますけれども、これは御指摘のとおり、法人、あるいは事業所にとって非常に影響の大きい改革ということでございます。当然、十分な理解による円滑な施行が必要ということでございます。ただ、現在国で検討中の事項も大変多くて、これにつきましては国からの情報を逐次、法人等に周知させていただいているところでございます。

我々としても、セミナーとなるかどうかはあれですけども、説明会はぜひ開催したいというふうに思っており、夏ごろにはと思っておりますけれども、まだ具体的な日程が立たない。要は、その制度がまだ判明していないということがございます。判明次第、新制度に係る説明会を県のほうでは当然開催させていただきたいというふうに思っております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

制度、確かにまだ完全に100%国のほうから通知が来ておるわけがありません。五月雨式に、ぽんぽんぽんぽんと制度が来ているところであります。

質問を受けている中でも、質問項目、法人の経営者の皆さんが懸念しているところというのは大体、僕が聞いておる中では二つぐらいありまして、一

つは、理事とか評議員というのを置いていかないといけないというときに、理事を地域の民生委員になっていただくとか、保育所とか介護施設で理事というと、地域の連合自治会の会長とか、そういう方に理事や評議員になってもらったりするんですけど、例えば理事は、賠償責任を負うんですね。そうすると、地域の民生委員が、賠償責任、大丈夫なんですかみたいに、ちょっと控えてしまっているので人選がなかなか難しいというような相談をいただきます。

もう一つは、この社会福祉法人も内部留保がたくさんあるかもしれないので、それを地域貢献に吐き出せということで、地域における公益的な取組というのをやっってくださいというのが出てくるわけですね。それ、どういうのをやったらいいのかというのを、よく相談を受けるわけでありまして。

地域における公益的な取組については、この6月1日、ちょうど10日前に、厚生労働省から各都道府県の各部長宛てに通知が来ております。これ、事前に厚生労働省のほうから大体こういう方針でやりますというのがある程度出ていましたので、私たちもそれに基づいてお答えをしたりしてはいましたし、一緒に考えたりして、わからんところは厚生労働省へ聞いたりしてはいました。

時間がないので、本当は自分の一般質問やったらクイズ形式でやりたいんですけど、ちょっと皆さんにも聞いてもらいたいと思うんですが、例えば社会福祉法人が、よし、地域の皆さんのために地域の美化活動をしよう、ごみ拾い、ごみ掃除をしましょう。これは公益的な取組に当たるか否か。

例えば、ほかに、地域で祭りをしましょう。祭りをするとき、うちの法人の施設を使ってくださいとか、何なら私たちが主催で地域の皆さんを招いた祭りをしましょう。これはマルか否か。

答えは、前者はバツで後者はマルなんです。美化活動というのは、法人が行ってもいいけれども、地域の公益的な取組には当たらないというようなことになっておりますが、地域の全体的な人たちを招いてやるのは大丈夫だということでありまして、例えば自立支援法にあるような学習支援、これに取り組むのはマルだというふうになっております。

こういうのが幾つか6月1日の通知で来ました。まさに、私、昨日、地域の人たちと、じゃ、高齢者施設とか保育所で夕方、今話題の子ども食堂をやったらどうなんだろうみたいな議論もちょっと相談していたんです。多分、子ども食堂はここには書いてないんです。まだ僕も厚生労働省に問い合わせしていない、まさに今日聞こうと思っていた話だったのですが、恐らく子ども食堂もオーケーなんじゃないかというふうに思っています。

そういういろんな取組の部分、これはぜひ県として相談の窓口を設けていただきたいと思いますし、そういった取組、相談窓口を設置するというのを具体的に考えていただけるかどうかだけお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 相談につきましては、現在でも法人認可に当たっております課が担当しておりますので、引き続きそこが窓口となって対応したいというふうに思っておりますけれども、そこが窓口だということが広報されていないと。そういった問題はあろうかと思っておりますので、そこが窓口だということを明確にして、そこでこれまで以上に相談を受け付けていきたいというふうに思っております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

本当に、今、いろんな事例が考えられると思います。例えばNPO法人とかと、さっきの子ども食堂もそうなんですけど、組んでやっていけるのかどうかというような問題もあります。これは明確に厚生労働省は答えていませんけど、そもそも2年前に社会福祉法人制度のあり方というのを研究会でやっていますけれども、これなんかを見ていると、社会福祉法人が地域の中心となっているいろんな団体と連携してくださいということをやっています。そこから考えると、地域のNPO法人と社会福祉法人が一緒になって、今回、子ども食堂をやりますよというのも恐らくオーケーなんだというのが見えてくると思います。

こういうことを施設がそれぞれに厚生労働省に聞いていくというのなかなか難しいですから、ぜひ健康福祉部として集約していただいて、時には厚

生労働省に聞きながら、そのやりとりがノウハウとして蓄積をされていきますので、そういう取組をしていただきたいなというふうに思います。

1点だけ苦言を申し上げますと、先ほど国の取組に関しては制度の途中なのでなかなか機動的な対応ができないというふうにおっしゃっておられましたが、これ、先ほども言いましたが、6月1日に通知が出ております。

○議長（中村進一） 申し合わせの時間が経過いたしましたので、速やかに終了願います。

○1番（芳野正英） 埼玉県ではもうホームページに載っていますので、機動的によろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 次に、山内道明議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。2番 中瀬古初美議員。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） よろしくお願いたします。松阪市選出、新政みえの中瀬古初美でございます。

先ほど議長のお許しをいただきましたので、早速、山内議員の発言に対する関連質問をさせていただきます。

里親制度の推進についてでございますが、里親制度につきまして、養育里親についてですが、現在登録中の里親の多くの方々が、平成30年度末に5年間の登録更新時期を迎えるんですね。その中で一定程度の登録辞退が予想されることもあり、里親支援専門相談員を中心に、各地域で里親説明会を開催するなど、取り組んでいかれると。

そういう中で、先ほど答弁の中にもありましたけれども、平成41年度までに里親等における要保護児童の割合を33.3%にしていくという目標が示されております。その中で、里親委託推進の最前線で働く、いわゆる里親支援専門相談員の方や、それから、児童相談センターの里親担当相談員、それからケースワーカーの方々などを含めて、数字は33.3%というふうに増えても実際に里親などを支援する方々、そのサポートをする人員を増強して、また、

しっかりとした配置をしていくことが、里親が子どもに対してじっくりと向かい合って支援をしていくためには必要だと考えるんですが、その点についてどのように充実をされていくのか、具体的な取組等について考えを教えてくださいたいと思います。お願いいたします。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、里親推進に向けての人員の強化ということについてお答えさせていただきたいと思います。

里親委託の推進につきましては、議員のおっしゃるとおり、やはり官民が連携して進めていく必要があるのかなと考えておりまして、それぞれに対応が必要というふうに考えているところです。

まず、官といたしますか、公共につきましては、県におきまして児童相談所が業務を担っておりますので、児童相談所の職員の強化ということになってこようかと思えます。量的な強化ということでございますけれども、これまでも里親の業務は行っておりまして、特に平成27年度からは強化していくということで、児童相談所等に増員もして、専門員ということで配置もしておりますし、また、同じく27年度からは課長級として子ども虐待対策・里親制度推進監という職員を配置して進めてきているというところでございます。

また、あわせて、このたび児童福祉法の改正によりまして、法的にも里親推進の業務がきちっと位置づけられたということもございますので、今後は適正な人員配置に向けて検討をしてみたいというふうに思っております。

また、一方で質的な向上も必要かなと思っております、専門性を高めていくために、これまで児童相談所職員にはいろんな研修を実施しておりますのでございますけれども、特に里親に関する研修も充実させまして、専門性を高めていく中で支援をしてみたいと思っております。

また、一方で民間に対する支援でございます。特に民間につきましては、児童養護施設の中の対応というのが非常に重要かと思っております、先ほど御案内もございましたが、児童養護施設の中には里親支援専門相談員という職員が配置されておりますので、まず、そちらに対する支援といたしますか、人員に関する支援ということで、里親の実績がありました養護施設に対しま

して、県単独事業ということで運営費等に対して補助金を出しておまして、活動をしていただく環境をつくっていただきやすいということで支援をしていきたいと思っております。

また、あわせて、質的向上、先ほどの児童相談所とも同様になりますけど、今年度から新たに里親支援専門相談員に対しても研修を設けましたので、専門性を高めながら里親の方に対する支援を官民挙げて取り組んでいきたいというふうに思います。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） 取組をいろいろお話いただきましたけれども、ぜひ人員の配置等、これから手厚くしていただきたいと思えますし、また、本当に里親の悩みとか課題を共有していただいているケースワーカーなど、現在も丁寧にしていただいているというようなことも聞かせていただいているんです。ですが、やはり抱える件数が多くなれば、気になりながらもなかなか訪問できないとか、そういう現状があるのも事実だと思いますので、例えばそういう制限、抱える件数であるとか、持つ件数の軽減を図っていくとかというような形で、里親を増やすとともに、両輪で行っていくということが必要だと思いますので、その点に関しても今後お願いをしていただきたいと思えます。

それから、次に、三重県里親会北勢支部総会では、児童相談センターとか、里親や里親支援専門相談員の方々が出席をされて、情報共有の場としてもとてもよかったということを実は小島議員から聞かせていただきました。それで、北勢のことはそのように聞かせていただいたんですけども、三重県下全域でこれがどのようになっているのか、ほかの地域では同じようなことなのか、どのような形であるのかということをごぜひ聞かせていただきたいです。その取組が非常にいいというようなことでしたので、ほかの地域でもよいものはそれと同じような形で、もしくはそれ以上のものに取り組んでいただきたいと思えます。

その点がどうなっているかということと、もう一つは、そのことに対して

県子ども・家庭局としてどのように関与をしていくのか、しているのかということについてお伺いしたいと思っています。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 先ほどの里親の方同士の交流というのは非常に重要な取組かなと思っておりまして、詳細は、資料を持っておりませんが、県内の各地でそういった交流会を実施しながら、里親の方同士の交流を図りながら、いろんな悩みであるとかいろいろな取組について情報交換をしているというところがございます。

県におきましても、そういったところに対しても実際、支援の担当職員が入ったりとか、そういった中で情報も提供しながら、より円滑にといいですか、里親を推進できるように支援をしていきたいと思っております。また、里親の方に対するそういった交流会以外にもそれぞれの研修も設けておりまして、里親を実施する前とか実施した後におきましても、里親の研修をしまして、情報提供もさせていただきながら、子どもたちをきちっと受け入れて、養育していただくような形の取組を進めているところがございます。

〔2番 中瀬古初美議員登壇〕

○2番（中瀬古初美） ありがとうございます。

また後ほど結構ですので、その詳しい取組等につきましてぜひ聞かせていただきたいと思います。

三重県児童相談センターのほうから「エミール」という情報誌を実際に読ませていただきました。その中で、居住地域による子どものケアの格差について等、オックスフォード大学院の通称マイクさんが、2カ月間インターンシップで児童相談センターに研修を行ってみたいというものを読ませていただきました。

その中で、もう時間もありませんので簡単にですけれども、いろいろ研修の感想も書いていただいております、特に感動したことがあります。リスクアセスメントツール、それから、エビデンスに基づく虐待対応、里親支援専門相談員と児童相談所の関係がすばらしいことが挙げられるんだということも言ってみえました。そして、また、社会的養護が必要な子どもたちが、

現在、子どものニーズによるケアでなく、ポストコード・ロタリー、これ、ちょっと難しいもので、内容が、社会的サービスにアクセスする権利が平等であることに注意を向けるというような内容なんです、そういうような措置でしている状況であると。でも、こういうようなことは、自治体によってやはりケアの種類と質が違う。その違いは、ケアを受ける子どもたちの生活に大きな影響を与えているんだと。このことをぜひ考えてほしいというふうに言ってみえますので、このことを共有していただいて、今後もしっかり頑張っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 次に、山本里香議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 津市選出、日本共産党の岡野恵美です。

山本里香議員の伊勢志摩サミットが終わってについての関連質問を行います。

サミットが終わり、今、全体の検証が行われています。新聞報道などでは、お客さんがいっぱい来られたところとそうでもなかったところと明暗があったようです。それは、一つ一つの商品についても言えることだと思います。ポストサミット、アフターサミットということで、これらが大事だということは全体の一致した認識だと思います。その上で知事に2点お伺いいたします。

第1点、知事はこの間、サミットで随分名前が知れて、ますます有名になったかなと思います。私は、知事としてこの1年間はサミット関係でももちろん華々しいところへ行くことが必要だったでしょうが、弱い人の立場に寄り添っていただくことも大切だったと思うのです。例えば、オバマ大統領が来られて広島を訪問されたことで核兵器廃絶の第一歩を記されたけれど、知事として県内の被爆者の方にお会いになっていただくとか、ジュニア・サミットで環境問題が取り上げられ、高校生たちが四日市公害の資料館を訪問

されたことなどありましたけれども、四日市公害患者の苦しみに寄り添っていただくことが大事なことだと思っております。こういう人たちにお会いになられたでしょうか。

また、三重県議会では特別委員会もできて、子どもの貧困に取り組もう、虐待の問題に取り組もうとしておりますけれども、児童相談所の果たす役割がますます増しておりますが、この1年間に児童相談所を訪問していただくことなどがあったでしょうか、お聞かせください。

そして、第2点です。この間、子ども、障がい者、ひとり親家庭などの医療費の窓口無料化を求める皆さんが、ぜひにと知事に面会を求めていましたが、お会いいただくことができません。会っていただけない理由についてお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） この1年間ということで急にお聞きいただきましたので、その日程は確認しておりませんが、当然サミット以外にも県政の課題はたくさんあるという認識でありますので、過去において、四日市公害に遭われた方々であるとか、被爆をされた方々であるとか、あるいはそういう弱い立場でいらっしゃるような方々にお会いをするということはこれまでもありました。

加えて、この1年間に児童相談所を訪問したということについては、正確な日付はわかりませんが、この1年間に児童相談所を明確に訪問したということはないかもしれませんが、児童相談センターの職員や児童相談所の職員、あるいは私自身が児童相談所に訪問したことは知事になってからも何度もありますので、この1年に限定する必要はないのではないかとこのように思います。

それから、面談を御要請いただいているにもかかわらずお会いできないという点につきましては、日程上の都合とかもあるというふうに思いますので、それは秘書課で調整をさせていただいております。

あと、三重県庁は組織で仕事をしておりますので、私自身だけで全てやるというのが仕事ではないと思います。私だけじゃなく副知事もおりますし、

各担当部長もおります。職員もおります。現場で頑張っているメンバーもたくさんいます。そういうメンバーの組織の総体としていろんな方々に向き合っていくということが大事であると思います。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 組織の総体として取り組んでいただくということは、それは当然なことなんですけれども、非常にこの1年間の取組状況を見てみますと、どうしてもテレビとかそういうところではサミットの問題が取り上げられていまして、そのこともとても大切なことだと思いますけれども、やはり県民の生活に寄り添うという姿勢というのが何よりも必要だと思いますし、職員の皆さんもそういうところで随分苦勞をされていらっしゃるということもあると思いますので、ぜひ、日程の都合がとれなかったから窓口無料化の皆さんにはお会いいただけないということかもわからないんですけど、もう一度再考していただきますように、その点については切実な要求、それから要求署名も持っておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

次に、時間の関係もありますので、進めさせていただきます。

国内や県内の観光誘客こそ必要ではないかという質問に移ります。

2月17日から5月27日までの間にインターネットで伊勢志摩サミット推進局のサイトにアクセスされた数は61万478件で、国別では日本が98.8%、海外が1.2%だったようで、圧倒的に国内からのアクセスが多かったようです。今、ポストサミットとしてMICE誘致やゴルフツーリズムなど、海外誘客の取組が進められておりますが、アクセスが一番多いのは国内や県内であることから見て、国内や県内の観光客の需要を掘り起こすことが必要ではないでしょうか。このことについて観光局長の答弁をお願いいたします。

○雇用経済部観光局長（水島 徹） 国内誘客の取組についてということでお尋ねでございますのでお答えをさせていただきます。

確かにどうしてもインバウンドとかMICEというのが強調されておりますので、あたかも国内のほうの手をこまねいているんじゃないかというふう

に思われているのかもわかりませんが、私どもといたしましては、この3月に議会のほうでも御審議をいただきました三重県観光振興基本計画に基づいて、伊勢志摩サミット開催の成果というものを最大限に活用して、国内外から広く観光誘客に取り組みたいと、このように考えているところでございます。

もう既に、食材ですとかお酒とか、サミットで使われたいろいろな品物に対するお問い合わせなんかもいっぱいいただいているということでございますし、実際にサミットで首脳の方々が訪れた地域についてのお問い合わせとか、そういったものも非常に手応えを感じているところでございます。

今回、このサミットの成果を最大限生かして、三重県の食ですとか、忍者ですとか、海女ですとか、こういった特色のある観光資源を生かしまして、何度でも訪れたい観光地づくりを目指して取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、例えば交通事業者の方とタイアップして三重県への誘客を図るとか、サミット記念フェアとか、また、食旅パスポートとか、いろんな事業を考えており、しっかり取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） ありがとうございます。

ぜひ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

懐を暖めるということが非常に大事でして、家族そろって旅行に行こうかというような気分にするためには、非正規雇用なんかも対策を立てて、それこそゆっくりと旅行ができるような、そういう懐ぐあいを暖める政治というのが必要なというふうに思っております。

第3点に伊勢神宮の訪問についてですけれども、午前中も大久保議員が取り上げられました。私は、伊勢神宮を日本人の心のふるさとだという捉え方に、実は違和感を覚えます。なぜなら、戦前のあの暗い時代を思い起こすか

らです。

事実、労農党の書記であった大澤茂さんという23歳の青年は、1928年10月27日、昭和天皇が伊勢神宮に参拝されるということで、危険な人物だとみなされて松阪警察署に検挙され、食事も与えられず拷問されて、11月14日に津警察署で殺されました。当時の絶対主義的天皇制により伊勢神宮が日本人の精神的支柱とされ、信仰だけでなく、国民を戦争へと導いていったと私は思っております。現に、戦後、GHQにより、その後16年間、神宮皇學館大学は廃校指令によって、廃校、閉校を余儀なくされました。

もちろん私たちは、信仰の自由はとことん守る立場ですが、伊勢神宮が平和のための神社とは決して言えないと思います。そして、今後、また再び戦前の暗い時代に引き戻すことのないように、世界の宝として憲法9条を守ることをはじめ、憲法を変えることをさせてはならないと思っております。

以上、私の意見を申し上げまして、関連質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 次に、稲森稔尚議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。43番 三谷哲央議員。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 新政みえの三谷哲央でございます。

稲森議員の知事の政治姿勢についての関連質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど、いよいよ参議院議員選挙まで一月というお話がございました。確かに、6月22日公示、7月10日投票日ですから、あと一月ということなのですが、今、期日前投票が公示になりますとすぐ始まりますから、事実上、あともう10日余りというのが選挙戦だろうと思っております。いわば参議院議員選挙真ただ中というのが今の現状かなと、こういうことでございます。

それを前提としてちょっとお伺いをしたいなと思っておりますが、今マスコミ等をにぎわせている一番大きな話題というのは、例の東京都知事の様々な話であります。いろんなことが混乱を起こしておりますが、公私混同

だというのがキーワードでありまして、例えば政治資金で美術品を買いあさったとか、書籍をたくさん買ったとか、正月に千葉県に家族旅行に行ったとか、中国の服を買うとか、回転寿司を食べたとか、いろんなものがあるんですが、これはこれとして、それ以外に大きな批判の対象になっているのが公用車の使用の問題です。

伊豆湯河原の別荘まで毎週2時間かけて行っていると、これ、いかがなものかというような話もありますし、12月23日にNHK交響楽団の第九コンサートを家族で聞きに行かれているときに公用車を使っている、これもいかがなものかというような話も出ております。また、それ以外に選挙応援に公用車を使ったというような批判も出ておりまして、これからどうなるのか、東京都議会の議論を見ていかなければいけないんですが、やはり日本の政治にとって非常に不幸な話だと思いますし、ましてや、日本の首都、東京都の知事の話ですから、これは大いに注目をしていかなければいけないかなと思っておるところです。

選挙の応援に知事が行かれるというのは、恐らくそう珍しい話ではないと、こう思います。いろんなお立場もありますし、おつき合いもありますし、それぞれの様々な事情の中で行かれる。現に知事も、佐賀県や滋賀県に応援に行かれた。ただ、知事が行かれたことと選挙の結果が連動していないというのは明らかになっておりますが、そういうところへも行かれた。

問題は、ここできちっと公私の区別がついているかということなんです。僕は別に調べたわけじゃなくわかりませんが、恐らく佐賀県や滋賀県に行かれたときもきちっと公私の区別をつけて行かれているんだろうと思っておりますし、そう信じております。

じゃ、その公私の区別の基準というのは何かということなんです。もし公務で行かれるような場合は、行った先で特定の政党なり、特定の候補者の支持だとか応援を訴えたり、要請したり、お願いしたり、そういうことはされるべきでは当然ないと、こう思っております。知事のお考えになる公私の区別、その辺のところのお考えをまず聞かせていただきたいと思っております。

○知事（鈴木英敬） 一般論でしかありませんけれども、基本的には法令にしっかりとつとむということと、今回の舛添東京都知事の問題などにおいていろんなメディアからのアンケートなどにも答えておりますが、税金で仕事をさせていただいている立場でありますので、抑制的に、それこそ道義的な部分についてもしっかりと公私の区別をするということが大前提であるというふうに思っています。

一つ一つの事象が公務なのか私的事象なのかということについては一つ一つ見ていかなければなりませんけれども、一般的に申し上げれば、法令にしっかりとつとむということと、道義的にも抑制的にしなければならない、それは税金で給料をいただいているからということだと思えます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 知事も公人の部分と私人の部分が当然あるわけですね。個人として当然政治の思想信条もありますし、いろんなお考えもありますから、この政党を応援したい、この政党を支持する、この候補者を応援する、こういうのが個人として、また、私人としての立場で明確にされている。僕は、それはそれで当然だと、こう思うんです。

しかし、少なくとも182万人の県民を代表する、地方自治法で定めるところの統括代表権を持った知事、つまり、この三重県全体、先ほどちょっと稲森議員がおっしゃっていましたが、三重県全体の以上総代の立場で、議員みたいなものは以下同文みたいなものですが、以上総代の立場で物を言われるときというのはおのずから、それなりの慎みというか、節度が当然求められるわけです。

そこで申し上げたのが、やはり先ほどの、もし182万人の県民を代表する三重県知事鈴木英敬として発言をされるということならば、特定の政党だとか特定の候補者に対する応援だとか支持だとか、そういうものを訴えたり要請したりすることは少しいかがなものかと、もしそういうことがあれば、それは問題があるんじゃないですかということを申し上げているんですが、もう一度知事のお考えを聞かせてください。

○知事（鈴木英敬） 全体的、一般的方向性としては三谷議員がおっしゃるとおりだと思いますので、そういう何か、三谷議員もおっしゃったような個人としての主義主張を述べる場合とそうじゃない場合というのはしっかり区別する必要はあると思います。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） くどくど申し上げますが、もし、今日どこかへ行かれるというようなうわさも少し流れておりますので、そういうところに公用車に乗って秘書を連れて公務として行かれる場合は、それなりの慎みと節度を持った行動、また、言動をお願い申し上げたいということを最後申し上げます。終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。  
これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明11日から13日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明11日から13日までは休会とすることに決定いたしました。

6月14日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時55分散会